
令和3年 第8回（定例）南部町議会 会議録（第2日）

令和3年12月6日（月曜日）

議事日程（第2号）

令和3年12月6日 午前9時開議

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 議事日程の宣告

日程第3 町政に対する一般質問

本日の会議に付した事件

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 議事日程の宣告

日程第3 町政に対する一般質問

出席議員（14名）

1 番 埴 田 光 雄君	2 番 加 藤 学君
3 番 荊 尾 芳 之君	4 番 滝 山 克 己君
5 番 米 澤 睦 雄君	6 番 長 束 博 信君
7 番 白 川 立 真君	8 番 三 鴨 義 文君
9 番 仲 田 司 朗君	10 番 板 井 隆君
11 番 細 田 元 教君	12 番 亀 尾 共 三君
13 番 真 壁 容 子君	14 番 景 山 浩君

欠席議員（なし）

欠 員（なし）

事務局出席職員職氏名

局長 藤 原 宰君 書記 亀 尾 真 哉君

書記 桑 名 俊 成君
 書記 石 谷 麻衣子君
 書記 荊 尾 雅 之君

説明のため出席した者の職氏名

町長	陶 山 清 孝君	副町長	土 江 一 史君
教育長	福 田 範 史君	病院事業管理者	林 原 敏 夫君
総務課長	大 塚 壮君	総務課課長補佐	加 納 諭 史君
企画政策課長	田 村 誠君	デジタル推進課長	本 池 彰君
防災監	田 中 光 弘君	税務課長	三 輪 祐 子君
町民生活課長	芝 田 卓 巳君	子育て支援課長	吾 郷 あきこ君
教育次長	岩 田 典 弘君	総務・学校教育課長	水 嶋 志都子君
病院事務部長	山 口 俊 司君	健康福祉課長	糸 田 由 起君
福祉事務所長	渡 邊 悦 朗君	建設課長	田 子 勝 利君
産業課長	岡 田 光 政君	監査委員	仲 田 和 男君

午前 9 時 0 0 分開議

○議長（景山 浩君） ただいまの出席議員数は 14 人です。地方自治法第 113 条の規定による定足数に達しておりますので、本日の会議を開きます。

日程第 1 会議録署名議員の指名

○議長（景山 浩君） 日程第 1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第 125 条の規定により、次の 2 人を指名いたします。

13 番、真壁容子君、1 番、埴田光雄君。

日程第 2 議事日程の宣告

○議長（景山 浩君） 日程第 2、議事日程の宣告を行います。

本日の議事日程は、お手元に配付の日程表のとおりであります。

日程第 3 町政に対する一般質問

○議長（景山 浩君） 日程第3、町政に対する一般質問を行います。

順序は通告の順とし、順次質問を許します。

初めに、7番、白川立真君の質問を許します。

7番、白川立真君。

○議員（7番 白川 立真君） 皆さん、おはようございます。それでは、2項目にわたって壇上より質問をさせていただきます。まず、地球温暖化対策について。

2020年10月、当時の菅総理は、2050年までにカーボンニュートラルを実現すると宣言いたしました。特に2030年までの約10年が重要とされ、自治体、事業所などと連携し、脱炭素ドミノを生み出すための施策づくりを目指すとしています。もう少し付け加えます。近年、我が国でも温暖化を起因とする被害が報告されています。南部町においても夏場の熱中症予防の呼びかけ、大事に至る前の避難勧告や防災訓練の啓発が活発になっております。農業においては高温に強い品種改良も進んでおります。これらは適応策であり、温暖化をストップさせるための根本的な対策が求められていると感じています。このテーマは、少子高齢化と並ぶ重要な課題であります。COP26でも指摘されたように、先進国の一員としてさらに一歩踏み込まなければならないと思っております。

そこで2点伺います。まず、1つ。南部町では2030年を一つの目標として、どんなことに取り組もうとしているのか伺っていきます。2つ、行政と町民が一体となって温暖化対策に取り組むことが求められると思うが、町民の皆さんにはどんな働きかけが可能か伺っていきます。

次に、フルーツロード構想について伺います。

我が町では会見地区を中心にフルーツ生産が盛んであります。一方で、高齢化や後継者不足という課題もあります。そこで伺います。フルーツロード構想のビジョンと方向を伺います。

以上、壇上より2項目伺っていきますので、御答弁よろしくお願いいたします。

○議長（景山 浩君） 町長、陶山清孝君。

○町長（陶山 清孝君） おはようございます。それでは、一般質問、一番最初の白川議員の御質問にお答えしてまいります。地球温暖化対策について、まず答弁をさせていただきます。

南部町では2030年を一つの目標として、どのようなことに取り組もうとしているのかについて、まずお答えいたします。

地球温暖化は気温上昇のみならず、海面の上昇から熱波や干ばつ、大雨や、それによる洪水などの気候変動を引き起こし、人間のみならず、動植物の生態系にも影響を及ぼしています。このまま何の対策も講じなければ気温が上昇し続け、2050年には最大2.6度、2100年には最

大4.8度の気温上昇が見込まれています。

I P C C、国連の気候変動に関する政府間パネルの特別報告書において、温暖化の原因は人間の活動によるものと断定され、気温上昇を2度よりリスクの低い1.5度に抑えるためには、2050年までに二酸化炭素の実質排出量をゼロにすることが必要とされ、この目標達成に向け、日本の自治体でも動きが拡大しているところでございます。

このような状況の中、南部町では令和2年3月議会において、南部町2050二酸化炭素排出量実質ゼロ宣言を行い、取組をスタートいたしました。2030年を目標とした取組のことですが、公共施設への再生可能エネルギー電源のさらなる拡充。家庭への再エネ、省エネ設備導入促進。ごみ減量化の取組など、これらの取組を引き続き行い、さらには地域における再エネ導入を計画的、段階的に進める必要があると考えています。これらの取組を具体化する計画として、南部町温暖化防止実行計画を令和3年3月に策定し、公共施設への太陽光パネル、蓄電池の設置や設備の更新をうたい、さらには、町内の家庭に対して省エネ対策補助の拡充や新設を考えているところでございます。また、南部町一般廃棄物減量化計画においては、4R、リフューズ、リデュース、リユース、リサイクルの取組、分別の徹底、プラスチックごみ対策などを掲げ、住民、事業所、行政が一体となった取組を進めていくこととしています。

次に、行政と町民が一体となって温暖化対策に取り組むことが求められるが、町民の皆さんにどのような働きかけが可能かとの御質問でございます。前述のとおり、国を挙げてこの温暖化問題に取り組む大きな流れが出来上がってきており、町民の皆さんも問題意識がかなり浸透しているものと考えています。町民の皆さんに、ソフト面では、家庭でできるエコ活動、例えば近くの移動は徒歩や自転車を使う。車の運転時にはエコドライブを実践する。必要ないものは買わない。環境などに配慮した製品の購入などのエシカル消費を実践する。ハード面では、太陽光パネルなどの設置による再生可能エネルギー設備の導入や、LED照明の切替えをはじめとした省エネ設備の導入などが考えられますので、町としても利用しやすい補助制度を提案し、活用していただけるような施策に取り組んでまいります。

また、ゼロカーボンを目指すには、二酸化炭素排出抑制と併せて吸収対策も大切な取組になります。樹木は成長時に二酸化炭素を吸収することから、適齢期や老木を伐採し、植樹を促進する施策も効果的ですので、併せて取り組んでまいりたいと考えています。

次に、フルーツロード構想のビジョンと方向を伺うの御質問にお答えいたします。

議員も御存じのとおり本町では柿、梨をはじめ、様々な果樹栽培が盛んに行われ、一年を通じて各所で楽しむことができるようになりました。しかしながら、近年では生産者の高齢化や、後

継者不足による使われていない果樹園が増加しており、ここ１０年で、特産の梨が約４ヘクタール、柿は約５ヘクタール生産面積が減少しております。水田農業においても同様です。稲作からの作物転換が進まない一方で、遊休農地が増加し、農地の利用方策と担い手の育成が喫緊の課題となっています。

しかしながら、明るい話題もあります。えんがーの富有付近の水田で行われているイチゴのハウス栽培や、白ネギの輪作へのスイートコーン栽培の導入、ブドウやメロン栽培の取組、果樹団地内の廃園を活用した就農誘致などでございます。いずれもフルーツに関連した新たな取組として推進していきたいと考えています。また、こういった取組を町の魅力づくりとして観光面にもつなげることが必要です。年間約３０万人が訪れるとっとり花回廊や人気のジェラート店などとの連携で、フルーツを目当てに観光客が南部町を周遊し、町に親しんでいただけるような取組を進めていきたいと考えています。

去る１０月１３日には、南部町フルーツロード構想キックオフミーティングを開催し、生産者などの関係者や行政関係者が集まり、自由に意見交換を行いました。次世代の担い手の育成や交流の活性化など、課題は山積していますが、始められた新たな施設園芸や加工への取組、果樹園への新規参入の誘致を契機として捉え、県の協力をいただきながら協議の場を立ち上げ、関係者等からの意見を反映させた構想づくりを進めていきたいと考えてるところでございます。

以上、答弁といたします。

○議長（景山 浩君） 白川立真君の再質問を許します。

７番、白川立真君。

○議員（７番 白川 立真君） 御答弁ありがとうございました。それでは、少し再質問をさせていただきます。

先ほど町長から、令和３年３月に南部町温暖化防止計画というものをつくって、それに従って進めていきたいということでありました。この温暖化防止計画を私も少し見させていただいたんですが、まず、この公共の建物の中で、およそ６０近くある建物の中で、特にＣＯ₂を多く出している西伯病院と、しあわせでしたっけ、しあわせ、いこい荘ですか、この３つだけでおよそ５６％、全体の中の５６％多く占めていて、特にここにメスを入れていかなければいけないということでしたが、この公共施設の室温なんかもそうですが、公共施設のＬＥＤ化というのはどのぐらい進んでるものでしょうか。

○議長（景山 浩君） 町民生活課長、芝田卓巳君。

○町民生活課長（芝田 卓巳君） 町民生活課長です。公共施設、いろいろ種類がございまして、

全ての施設を現在ＬＥＤ化がどこまで進んでいるのかっていうのを把握はし切れておりませんが、庁舎でいいますと、法勝寺庁舎でしたら、議場もそうですけれど、１階、２階、一部蛍光灯とかございます。あと、天萬庁舎のほうも２階と３階ですかね、なっております、一部まだ残っているというような状況で把握しております。以上です。

○議長（景山 浩君） 白川立真君。

○議員（７番 白川 立真君） 今日、この壇上で、２０３０年を一つの目標にと言いました。これは総理大臣が、我が国ではまず１０年、２０３０年を目標に動いていきたいということをおっしゃったんで、そこで上げたわけですが、南部町ではさらに中間目標として、２０２５年というところをこの地球温暖化防止計画で上げられています。２５年というあと４年ぐらいですかね。

そこでちょっと聞きたいんですけども、ＰＤＣＡ、プランをつくってやってみて、そして改善するところがあるならば改善をしていく。これを１年ずつチェックをしていくようなことになっておりますが、ちょうど、お手元にないかもしれませんが、私の手元にその計画があるんですが、この一番最後のページに、ちょうどこの時期、見直してみると、１年ごとの話なんですけども、例えば令和３年、いろんなアクション起こしてみたら、改善点があるならば改善をしていかなければならないというような書きぶりなんですけど、どうでしょう、ちょっと始まったばかりでなんですけど、この令和３年、振り返ってみて計画どおりにいってらっしゃるのでしょうか。それとも、改善点があるならば教えていただきたい。

○議長（景山 浩君） 町民生活課長、芝田卓巳君。

○町民生活課長（芝田 卓巳君） 町民生活課長です。温暖化防止計画のほうには、先ほど言われましたようにＰＤＣＡということで、計画的に進める計画をつくっております。推進体制としまして、管理部門、実行部門ということでつくってはおりますが、正直、今年度の取組というのは計画どおりに進んでいないという状況でございます。この体制部門は置いとしまして、ただ、計画的に進めないといけないということから、だんだんエネルギーを中心とした外部の力を使っての実行というか、そちらのほうは動かしておるというような状況でございます。

○議長（景山 浩君） 白川立真君。

○議員（７番 白川 立真君） 先ほど課長からのだんだんエネルギーの話が少し出ました。例えばだんだんエネルギーを活用した場合の、例えば１キロワットという電力をつくるのにどのぐらいのＣＯ₂を出すか、これをだんだんエネルギーと中国電力で比べてみたときに、圧倒的にだんだんエネルギーのほうが少ないと思っております。もっともっとだんだんエネルギーがほかの公共施設に入ればいいなと感じているんですけども、今、全部入ってるわけじゃないんですよね。今、何割ぐ

らいこの公共施設入ってるんでしょうか。

○議長（景山 浩君） 町民生活課長、芝田卓巳君。

○町民生活課長（芝田 卓巳君） 町民生活課長です。割合でいいますと、ざっとで申し訳ありませんが、8割ぐらいになろうかと思います。大きなところをできるだけ入っていただくようにはしております。今年度は新たに、また2か町のクリーンセンター等もだんだんエナジーのほうに加入していただいたということもあります。以上です。

○議長（景山 浩君） 白川立真君。

○議員（7番 白川 立真君） 12月の町の広報、町の広報紙っていうんですか、あの中で、庁舎の駐車場を活用して太陽光パネルを設置したいというようなこともあって、少しずつ進んでいくだろうと思っておりますが、先ほど町長が、CO₂を出さない策と併せて吸収のほうにも力を入れていかなければならないとおっしゃいましたね、おっしゃいましたね。

そこで、1点ちょっと伺っていきたいんですが、例えばですよ、これを今すぐっていう話ではないんですが、しあわせにしても、いこい荘にしても、エネルギーを熱に変換する、いわゆるお風呂とか温水プールとかに変換する場合は物すごいエネルギーが要るんですよ。しあわせだけでも、1年間に電気代だけで1,600万ぐらい。電気代だけを見るよりも、よくヒートポンプチラーというのが、ヒートポンプチラーっていったのかな、電気を熱に変えたりする。あれがよう壊れるんです、毎年毎年ですね。この修理費だけでも物すごいものがある。もし将来、この、まずしあわせにしましょうか、しあわせを抜本的な改良をする場合、バイオマスを使った、いわゆる木です。木を使ったそういったバイオマスボイラー、そういったものと併用できないでしょうかという質問なんです、実はこれにはまだ掛けものがありまして、町民の皆さんには、例えば山を持ってる皆さん、私もそうですけど、町長もさっきおっしゃいました。切られずに、ずっと何十年も、100年以上の木がいっぱいあります。そこに目を向けていただくとするならば、まきを持ってる方って結構増えてきました。自分の山に入ってまきを伐採してくるといいますかね、よくよく聞いてみますと、それは自家消費。例えばまきストーブとか、お風呂とか、そういったものに使ってるんだと。でも、さらに山に手を入れていただくためには、もしそれが少しでも小遣い稼ぎになればいいんじゃないかなと思って、しかし、じゃあ、どこに、山で取ってきた木をどこで買ってもらえるのか、もしそれが町内の施設で燃料として購入していただけるとするならば、サウジアラビアとかロシアのガスを使わなくてもいいわけです。この南部町の総面積の70%は森林ですから、ここにも膨大な燃料があるとすれば、これこそ好循環ではないかと。でも、そのためには、町がそういったバイオマス燃料を使うようなものがなければなかなか難しいかも

しれないなど。これは将来的な話なんですけど、一つのビジョン、方向性として、私はそうあってほしいと思うんですが、町長の所管を伺ってみたい。

○議長（景山 浩君） 町長、陶山清孝君。

○町長（陶山 清孝君） 町長でございます。バイオマスボイラーの件で御質問いただきました。

私も大変興味を持ってまして、視察も行いましたが、やはり原料となるチップ、チップの生成工場がなければいけないということで、南部町の中にもチップを作ってる工場があって、その方とお話をしたところ、現在のチップは米子市の王子製紙が求めるチップの形態。要するに王子製紙のバイオマスボイラーに合わせたチップを作ってる。汎用性のあるチップを生産しようと思えば、それに対する設備投資が要ると。それから、何ですかね、畜産等の農業関係に使うチップにはまたその特徴があるんだそうです。チップがちゃんとしてないと、乾燥するときに、うちもバイオマスボイラーっていうかペレットボイラーをやってるんですけども、途中で詰まってしまうわけですよ。今、その精度が非常に高くなって、昔のように詰まるようなことはなくなりましたよという話も聞きましたけれども、その辺りの生産する企業マインドと、それから、地域の中でそういう廃材であったり、それから、山から出た木、間伐材をそこに持っていく。そういうマインドですよ。少し小遣いになるとか、そういうマインドがうまくつながって、消費する公共施設であったりがうまく回っていけば可能性はあるという具合に思ってますし、環境省もこれに対して、環境省、通産省だったですかね、補助制度もあると思います。どういふところであれば合理的にできるのか、24時間ずっと運営するような西伯病院の形態のようなところがうまく回るのか。それとも、先ほど言われましたように、いこい荘のような、あいうお風呂を持ったところのほううまく回るのか。いずれにしても、これから先々、今、灯油、重油等を燃やしているボイラーが、耐用年数を迎えて変えなくちゃいけない時期には、選択の一つとしてバイオマスボイラーというものは選択肢の一つになるだろうと思っています。

○議長（景山 浩君） 白川立真君。

○議員（7番 白川 立真君） 町長、ぜひそういう時期が来ましたら、選択肢の一つとして、これは町の施設が出すCO₂削減というだけではなくて、もっと広い、この日本の山は国土の70%、南部町においても町面積の70%、これをもし石油に換算するならば、同じ1キロ当たりにしても約40%のメガジュールというエネルギー量があるわけです。40%ですけども、量が量ですから、相当な燃料がこの南部町には眠っていると思ってますんで、ぜひそのときは検討していただきたいなと思います。

それと、先ほどちょっと聞き漏らしましたがけども、今、キナルなんぶもこの春からスタートし

て、もう一つ、南さいはくのほうではサテライトが建築中でありますけども、断熱というところでちょっと視点を変えてみてね、断熱。つくった熱がどんどん外に出ていくようではもったいないですから、断熱という視点で、今、新しいキナルなんぶにしてもサテライトも、設計がされているのかということをちょっと伺ってみたい。

○議長（景山 浩君） 企画政策課長、田村誠君。

○企画政策課長（田村 誠君） 企画政策課長です。キナルなんぶ、それから、南さいはくのサテライト拠点で断熱の設計がされているかというところでございますけども、基本的な建築基準法と照らし合わせながらの設計という具合にはなっておりますが、こういう工夫がというところの断熱というものの構造っていうのは基本的には入っていない。そういう設計になっています。

○議長（景山 浩君） 白川立真君。

○議員（7番 白川 立真君） スマート、いわゆる効率というものが、いろんなところで求められていくんですが、やっぱりつくった熱がどんどん外に出ていくようなことではもったいないですのですね、ぜひこれからも建物を改修したりする場合、今ある既存の建物でも、どうやったら断熱効果が上げられるのか、それによって電気代が下がるわけですから、お得になるんですから、ぜひそういったところにも目を向けてこれからいってほしいと思いますが、いかがでしょう。

○議長（景山 浩君） 町長、陶山清孝君。

○町長（陶山 清孝君） 町長です。全くそのとおりでして、環境省とこの問題についてお話ししたときに、どこに自治体として目を向けるべきかといったときに、LEDと断熱、LEDと断熱をどうするのか、断熱は断熱素材を、我が家なんかはかなり古い家なんですけれども、そこに持ってくるのは現実的ではないわけです。そのときに、カーテンを使うだとか、そのほんの一工夫で断熱効果によって非常に暖房効果が上がる、冷房効果が上がるという具合に技官が言っていました。そのとおりだと思っています。そういうことを普及啓発することが必要ですし、キナルについては、南面にガラスがありますけれども、これから冬になって暖房が効果が上がらないんじゃないかという話をしたときに、いえ、ロールスクリーンをこのまま上から下ろすようになってますと、そのことによって暖房効果も上げると言ってますので、夜いつまでも窓ガラスの中で、外に灯りをこうこうと見せるばかりではなくて、中の温度を保つというような工夫もできるようになってると聞いていますので、そういうことを具体的にうまく利用することや、町民の皆さんにも、LEDや断熱についてのそういう知識と、具体的にどういう補助制度がやっていけるのか、今悩んでるところです。太陽光パネルもかなり安くなってまいりました。しかし、耐荷重等もありますし、それから、蓄電池等がこれから必要になってくるでしょうし、今、だんだんエナ

ジーがやってますように、ふだん使わないところ、昼間は働いてて電気を使わないおたくの太陽光パネルを、昼間も家にいる人たちが使うような仕掛けも、今、この南部町で試験的に行おうとしています。そういうことの実証実験を通じながら、先行的な補助制度等や、それから、太陽光パネルで、今、南部町で稼いでくれるこの原資がある中で、そういうものに住民の皆さんの暮らしに投資していただくか、そういうことによって、暮らし向きを南部町のほうが他の町よりも暮らしやすい、そういうような町を早く展開していかなくちゃいけない時期に来てるという具合に思ってます。多様な面でこのCO₂排出、地球温暖化防止というのは私たちの暮らしに直結しますので、職員と一緒にいろいろな可能性について挑戦していきたいと思ってます。

○議長（景山 浩君） 白川立真君。

○議員（7番 白川 立真君） ありがとうございます。

それでは、今度は行政が頑張る部分ではなくて、地域や町民の皆さんに関わる所で伺ってきたいと思いますが、まず、いつだったかも一般質問したと思いますが、防犯灯のLED化というところで伺ってみたい。

令和5年、6年ぐらいまでには防犯灯のLED化をするだとか何とか、そういうような話を伺ってましたが、今はどこまで進んでいるのか伺ってみたいかと。

○議長（景山 浩君） 町民生活課長、芝田卓巳君。

○町民生活課長（芝田 卓巳君） 町民生活課長です。町内の防犯灯をLED化をする事業は今年度から行い始めまして、今年度は予定をしておりました、大体予算的には400万円、450万円ぐらいですかね、組んでおりましたが、予定をしておりましたところが全て発注をして、大分完了に近づいておるということで、毎年同額程度で、5年間で実施をしていきたいという具合に考えてます。

○議長（景山 浩君） 白川立真君。

○議員（7番 白川 立真君） LEDじゃないですけど、明るい話でいいですね。もう一回聞きたいんですけど、何年後ぐらいまでに完了するんですって。

○議長（景山 浩君） 町民生活課長、芝田卓巳君。

○町民生活課長（芝田 卓巳君） 町民生活課長です。一応計画的には5年間ということで考えております。（「5年間」と呼ぶ者あり）はい、以上です。

○議長（景山 浩君） 白川立真君。

○議員（7番 白川 立真君） 5年間で町内の防犯灯がLEDに替わっていくということですね。町民の皆さんも喜んでおられると思いますよ。行政要望でも様々なものが上がってきますが、防

犯灯のLED化の話が大変多いわけです。

そこで、もう一つ伺ってみたいと思いますが、今度は、南部町一般廃棄物減量化計画というやつですけども、これは町民の皆さんにも協力してもらわなきゃできないので、町民の皆さんも見ておられたらちょっとボリューム上げていただきたいなと思いますけども、これも令和5年までに、一つのこの計画を見ますと、1人当たりのごみの排出量を5%下げる。そして、リサイクル率も令和元年度比で5%上げる。2つ5%があるんですが、一人一人のごみを出す量も5%下げながら、出たごみのリサイクル率を5%上げる。つまり、令和元年は31.4%ですが、令和5年には36.2%、5%上げていくという計画がありますが、これは具体的に何か策があるんでしょうか。

○議長（景山 浩君） 町民生活課長、芝田卓巳君。

○町民生活課長（芝田 卓巳君） 町民生活課長です。具体的な策といいますのは、やはり分別の徹底ということしかございませんで、皆さんの意識を、そういった分別にいかに取り組みやすく、分かりやすくして取り組んでもらえるかということを、行政のほうがお示しできるかっていうところだと思っております。分別の種類につきましては、今現在の種類を増やすということは今現在考えておりませんが、今の中で、昨年度からは布、布団関係ですね、布類関係を分別にしたということから、そちらのほうのリサイクルへ回る率というのも多くなってきておるところです。さらに、プラスチック関係ですね、そういったものを、軟プラなんですけど、ちょっと分かりにくい部分もありますので、現在、SANチャンネルの番組で、そういったものが汚れの程度ですとかね、これは軟プラのほうに回してくださいという、冊子では書いてあるんですけど、画像、絵として、映像としてお示しをするように今制作に取りかかっているというところでございます。以上です。

○議長（景山 浩君） 白川立真君。

○議員（7番 白川 立真君） この計画の中の真ん中辺りに、特に課長がさっき言われた意識啓発が大事だろうと、まだまだ意識の薄い方もおられると思いますんでね。何のためにリサイクルに取り組んでいるのかというところに軸足を置いた啓発をしてほしいと思うんですが、ここに、環境教育を充実させたい、公民館や小・中学校に出向いて行って出前講座を行ったり、イベントを実施したり、講師等を派遣するって意味なのかな、そういった環境教育やエシカル消費の意識の醸成、そういったことに取り組んでいきますと書いてあるんですが、例えば出前講座とかイベントってどれぐらいやられてるんでしょうか。

○議長（景山 浩君） 町民生活課長、芝田卓巳君。

○町民生活課長（芝田 卓巳君） 町民生活課長です。昨年、今年とコロナの関係もありまして、なかなか直接対面でやり取りっていうのはできにくかったんですが、その中でも集落のほうから、結局は分別関係になるわけなんです、分別方法の説明ということで集落のほうには出かけさせてもらってます。あと、エシカル関係につきましては、今年度は毎月広報でごみの減量化、エシカル消費、そういったページを必ず設けて啓発をするように取り組んでおるところです。以上です。

○議長（景山 浩君） 白川立真君。

○議員（7番 白川 立真君） エシカル消費の勧めだとかそういったことと併せて、例えばペットボトルなんかも、今、減らしていこうという方向でいくと思うんですよ。一昔のもったいない文化って御存じですかね。課長も私も多分同じ世代だとすると、子供の頃にね、茶わんに米粒一つ残していただけてよく怒られたもんですよ。外に行くときは必ず水筒を持って行かされましたね。今の小学校の子供たちも夏場は水筒持って行きます。何か大人だけがペットボトル買ってるんじゃないかなって思うところもないわけではないんですが、ちょっと私も、町民の皆さんにこういう啓発をするときに、無理なお願いだけどやってよねって言ってもなかなかやってもらえないだろうと。それだったら、ちょっと視点を変えて、もしペットボトルをお弁当と一緒に1日1本買うとするならば、1か月24本買うとするならば、それを、この南部町のお水を使ったマイボトル、お水でもいいです、そこにお茶のティーパックを入れてもいいでしょうが、そういうことに切り替えるだけでもどれぐらいお得になるんだろうか。マイボトル、このマイボトルを勧めてほしいと思うんですよ。マイボトルね、ペットボトル、計算したら1か月7,000円も8,000円もなる。恐らく一家の家の水道料金よりも高いものをお店で買っているかもしれない。ちょっと工夫するだけで、家計、お小遣いにも優しくなるわけです。お得になるということもちょっと書き込んでいただくような啓発の仕方はどうでしょう。

○議長（景山 浩君） 町民生活課長、芝田卓巳君。

○町民生活課長（芝田 卓巳君） 町民生活課長です。議員がおっしゃられるように、マイボトルという運動も一つの取組であるという具合に思います。そういった様々な取組が、可能な取組を考えてきて、何か一つといいますか、いい効果が出るようなものやしていきたいという具合に考えておりますので、マイボトルというのも一つの、その中の選択肢の一つであろうという具合に思っております。以上です。

○議長（景山 浩君） 白川立真君。

○議員（7番 白川 立真君） 今、せっかくもったいない文化の話をしてきましたんでね、マイボトルと、もう一つ、食品ロス、フードロスというものがあります。まだ食べられるのに捨ててし

まう。結局、それがクリーンセンターに行く可燃ごみになっていくわけですね。そこも買い過ぎないといいますか、消費期限が近づいたものから食べていくというような呼びかけ。どのぐらい捨てているかということ、南部町は分かりませんよ。日本全体で、1日当たり10トントレーラーで1,700台ぐらいと言われてます。1日ですね。物すごい量の食べ物が捨てられている。南部町では分かりませんが、それでも相当の量ではないのかと。ここもちょっと買物を工夫するだけで、さっきも言いました。家計に優しいわけですね。無駄な物を買わないという意味合いから、このフードロスとマイボトル、これを併せて提案したいんですが、課長、どうでしょう。

○議長（景山 浩君） 町民生活課長、芝田卓巳君。

○町民生活課長（芝田 卓巳君） 町民生活課長です。様々な事業を組み合わせ、効果的に考えていきたいという具合に思っております。議員の提案も一つの取組として考えていきたいと、検討していきたいという具合に考えます。以上です。

○議長（景山 浩君） 白川立真君。

○議員（7番 白川 立真君） やってくださいますよ、本当に、ねえ。後ろ向きな検討じゃなくて、カニはこうやって横に行くんですけどね、後ろに下がらないでくださいよ、エビみたいにね、こうやって、ガッツポーズだけしてね、こうやってね。ぜひぜひ前向きにお願いしたいと思います。

では次に、時間がないので、フルーツロード構想のほうを伺ってきたいなと思います。

いつだったか回覧板でも回っていましたが、廃園を利用して農業をしたい方おられませんかという呼びかけがあったと思いますが、どれぐらいの方が集まられて、どういうお話をされたのかなと。ちょっと、これ、担当課のほうがいいのかな。聞いてみたいと思います。

○議長（景山 浩君） 産業課長、岡田光政君。

○産業課長（岡田 光政君） 産業課長です。今年の2月だったと思うんですけども、廃園を利用して新しく果樹の生産をされませんかということで、町内のほうで文書を発行しました。その結果、実際に相談された方は4名だったと思うんですけども、その方に現在、廃園を利用させていただいて、果樹のほうを生産のほうを行っていただいているという取組になっております。以上です。

○議長（景山 浩君） 白川立真君。

○議員（7番 白川 立真君） その果樹園を出す方とうまくマッチングがいったということなんでしょうか。

○議長（景山 浩君） 産業課長、岡田光政君。

○産業課長（岡田 光政君） 産業課長です。産業課のほうで土地の持ち主の方に聞きまして、出していただけるという方とマッチングさせていただいて、紹介をさせていただいたということになっております。以上です。

○議長（景山 浩君） 白川立真君。

○議員（7番 白川 立真君） フルーツロード構想にちょっと関わった質問をさせていただいているわけですが、そこに参加された方から少し話を聞いてほしいと言われて、相談に乗ったこともありました。自分は今サラリーマンで、今コロナのことがあってちょっと先々心配だと。それで、最近ちまたで言われます副業として、そういった農業ができないのかなということでこういうイベントに参加してみた。白川さんは農業をしてるんだから、ぶっちゃけ、我々したことがない者がするということはどう思いますかっていうふうに聞かれました。私は、ぶっちゃけこんな感じですよ。白川さん、大丈夫ですか、どうですかっていうふうに聞かれたんですよ、こんな感じでね。それは生活がかかってますから、真剣に聞かれてこられたんだと思いますが、私も、じゃあ、真剣に答えました。農業全般に言えることなんです、高収益作物というものは、今、政府、自民党が進めている、水田から高収益作物に切り替えなさいということ確かに言ってるんですが、全くしたことがない人がぼっと入るって、なかなか難しいよと。というのは、日本の作物の製品のレベルというのが、例えばこの辺に線が引かれていまして、この線よりも下の製品を作った場合、どれだけお金をかけてもそれは捨てるしかありません。だから、あなたがどんなに頑張っても、ここから下の製品を作るならば捨てるしかない。大赤字をこくだけです。こっから上なんですよ、こっから上の物を作らなきゃ、この世は、日本という社会は認めてくれないよ。それだけの覚悟はあるのかいというところまで詰めてお話をしたことがあります。となれば、やはり就農の前にどこでその技術を磨いていくのかということも併せてお話をしあわせてほしいんですが、いかがでしょうか。

○議長（景山 浩君） 産業課長、岡田光政君。

○産業課長（岡田 光政君） 産業課長です。果樹に関してですけれども、現在、廃園を利用して活動をしていただいている方については、農協の果実部のほうの協力も得まして、指導をいただきながら今回収穫を迎えたというような格好になっております。以上です。

○議長（景山 浩君） 白川立真君。

○議員（7番 白川 立真君） そこでフルーツロード構想のキックオフミーティングにつながっていくんだろうと思いますが、ううん、もう一度ちょっと詳しく伺いたいんですが、この構想は後継者育成と観光でしたっけ、観光につなげたいということでしたでしょうか。

○議長（景山 浩君） 産業課長、岡田光政君。

○産業課長（岡田 光政君） 産業課長です。今回、町内においてたくさんのフルーツが四季折々と作られるようになりました。その中で情報発信も当然必要ですし、先ほど言われましたように担い手という問題もあります。その辺りと、あと、観光の増進等の交流人口を増やすというようなことを目指すような構想になればというふうで思っております。以上です。

○議長（景山 浩君） 白川立真君。

○議員（7番 白川 立真君） 今、市山にありますジェラート屋さんですね。あそこでは、南部町内にある農産物が活用されて様々な形のジェラートになって、年間6万人ぐらいのお客さんが、えっ、6万人ですか、ちょっとびっくりしましたが、6万人のお客さんが来られておられるということで、大変それはそれでうれしいことなんですが、もう一つうれしいのは、あのお店の入り口辺りを見てみますと、今までなかったような光景になっております。地域の農産物だけではなくて、最近では地域の方が作った、服なのかエプロンなのかちょっと分かりませんが、そういった衣料品、いろんな特産品がずらりと並ぶようになって、ちょっと何人かに伺ってみましたら、このジェラート屋さんに来たお客さんがたくさん買ってくれるので、自分たちも生きがいだということを言っておられました。あれは、あの事業はすごい事業だなと思っていましたね、地域の活性化につながる。私はこの冒頭でも、この議会の初日か何かで質問をさせていただいたんですが、やっぱり波及効果というものが私たちは見たいわけです。ただその中で、イチゴ屋さん、またはブドウ屋さんが、今、生産を開始されています。ここをもうちょっと拡大していきたいというようなニュアンスなんでしょうか。

○議長（景山 浩君） 産業課長、岡田光政君。

○産業課長（岡田 光政君） 産業課長です。今言われましたとおり、えんがーの県道挟んで向かい側に、イチゴのとおきですね、も含めてハウスが建っております。拡大ということは、されてる方から聞いてはいませんが、観光農園的なものはやっていきたいということは聞いております。以上です。

○議長（景山 浩君） 白川立真君。

○議員（7番 白川 立真君） 多種多様なフルーツが生産される、そういう町というのは、これはこれで大変魅力的なんですが、一方で、特に会見地区は富有柿という柿が有名です。ただ、富有柿以外にも西条柿というのも結構いっぱいあって、割と生産者に聞いてみますと、市場に出す方は市場に出しているんだけど、もう出さずにそのまま、木についたままオシャカになるというのかね、そういった西条柿も今はいっぱいある。とするならば、私、その生産者の方々にち

よっと相談してみたんですが、課長、つるし柿、ねえ、昔よくありました。今、大変人気ででてね、なかなか手に入らんし、課長も御存じだと思いますが、物すごい高いんですよね。高級なものとして、首都圏等、都会には出回っております。つるし柿、実は、これ、若い農業を目指したい若者とちょっと昨日の夜、話をした内容なんです、私はつるし柿そのものを作ってもいいんじゃないかと言ったら、彼は、いや、つるし柿をお餅、町内にはお餅を作る団体、組織もありますんで、何ていうのかな、イチゴ大福のようなイメージで、何、つるし柿大福のような、そういった、もう6次産業化になったようなもののほうが女性や子供が食べやすいよと。もちろんつるし柿もいいんですが、それをお餅で包んだようなものをできないだろうか、そういった6次産業化もやってみてよって昨日言われたばかりで。よし、今日言うからねって言いましてね。そういった一手間、二手間入れることになるんですが、どんどん物すごい量を捨てるよりも、そういう皮をむいて、手間がかかりますが、つるし柿として売るのもよし、そういった餅にくるんだような、そういった、何、もう名前もつけていませんで、そういうようなものを発案してみても面白いかなと思うんですが、どうでしょう。これ、町長。

○議長（景山 浩君） 産業課長、岡田光政君。

○産業課長（岡田 光政君） 産業課長です。確かにつるし柿、議員と私も同年代ですので、小さい頃はよく食べていたと思うんですけども、西条柿の件に関しましては先ほど言われたとおりで、たくさん作っておられる方は市場のほうに出されたり、それから、あとは家で、今言われたとおりのつるし柿にされたりとかいうふうにされていると認識しております。なかなかそれを使って加工品ということになりますと、どういうものができるか、研究といいますか、も必要ですし、なかなか販路というのも見つけにくいんじゃないかなと。確かにつるし柿のほうは、あと、カビの問題等もありますので、その辺をどうクリアしていくかというのは非常に難しいんじゃないかなというふうには感じております。以上です。

○議長（景山 浩君） 町長、陶山清孝君。

○町長（陶山 清孝君） 町長としてお答えしたいと思います。

6次加工は非常に大切だと思ってます。昭和40年代に会見地区で、特に賀野で柿の、そして梨の生産が本格的に始まったということをお聞きしています。もともとは大正時代に非常に篤農家がいって、そこから技術を磨いてきたのが、昭和40年代に、当時の会見町の中で特産品として何がいいだろうかといろいろ検討したんだけど、今、地道に現場にあるものがあるということで、梨と柿に絞って、当時のその柿づくり名人、梨づくり名人の技術と、県の普及員の力を借りながら団地化を進めてきた。そして、50年代に入って越敷野団地の造園、で、現在に至る

わけです。

一方で、今言われましたように、柿にしても、うまい一定の寸法の柿を作らない物を選果場に出した場合に、全部一番最初のロットのそこからざあざあ落ちてきて、これ、全部没収なわけですよ。私が一生懸命幾ら作って、横の寸法の柿はお金になっても、片方で落ちた柿は全部没収。消毒代も肥料代も出ないという、そういうシステムも現実の中にはあるわけです。

その中では、若い世代が柿農家についていくのか、梨農家に入るのかということ、私の感覚では無理だと思います。ですから、そこに行くまでもにまだたくさんの柿や梨が品質規格外で、要するに優秀率、優品率っていうんですかね、お金になる率をいかに高めるかということで、一生懸命農家の皆さんは技術を磨いてます。ですけれども、お金にする、売るっていうところは、全て農協にお任せになってるのが現状の販売形態だろうと思っています。

このキックオフミーティングの中では、自前で売るところまでしてる人も集まっていただいて、地域の皆さんはどう考えようと、商品として消費者が求めるものさえ作れば売れるんだと。それから、加工を考えなければ、それは当然安くなっても仕方がないっていうような議論でございました。今言われたつし柿も、言ってみればドライフルーツなわけです。今の若い皆さんが、イチゴのドライフルーツや柿や梨や、さらには、そういうものをカラフルに詰め合わせて何か砕いたドライフルーツが、映えがいいということで大量に売れたり、それから、アイスクリームの上にかけて食べるだとか、私たちが若い頃には考えられなかった食べ方を好んで食べられる時代にもなっています。一方で、今の志向がうまい、食べやすい、そして健康によいという3つのキーワードがあるようです。問題はその食べやすいというところで、大きな梨を家族の単位が小さくなった中で、こたつに当たって梨をむいて、それをみんなで毎日食べるというような光景は、もうまず想像ができない時代にもなってきました。一生懸命作る農家に応えるためにも、どうやって、今言われたこういう高いところの技術を、ここの間にたくさんあるこのものをどうやってお金にするのかは、ここの辺りはやはり行政が応援していかなきゃいけないところだと思っています。そのことによって、若い世代も安心して農業に入っていける場所をつくっていくということを、今、考えているところです。6次加工も含めて行政がその知恵を絞るということではなくて、多様な専門機関の意見も聞きながら、若い世代がどういう志向があるのか、毎年農水省がやっています、ああそうだなって私思ったんですけど、例えばこの柿はいつ摘んだんだけど、何日が一番おいしいのかは僕やちもよく分からないんです。梨はいつが食べ頃なのか、この季節だったらどんなものが一番うまいのか。それから、賞味期間としてどういう状態の、いつがいいのかというようなことが分からないと、おいしいときというのが分かりませんねというのが消費者

の志向のアンケートの中で出てきて、これは生産者の中では考えはあまり及ばないなと思いました。そういうことも含めて、足りないところを行政が応援して、新たな価値をあのフルーツロードという名前にしていますけれども、価値を見つけながら、次の10年、20年のあの賀野でこれまで大正時代からずっとやってきた果樹を次の時代に引き継ぎたい、そういう思いでキックオフを行いました。そして、来ていただく人たちの滞在時間をできるだけ広めていく。花回廊から今ある賀野に人を導くというのはもう長年の課題だったわけですし、今やっとその光が見えてきました。ぜひこの人の動きを確実なものにして、地域の活力、そして農業の活力につなげたいと、こう思っています。

○議長（景山 浩君） 残り時間、1分余りになりました。まとめに入ってください。

白川立真君。

○議員（7番 白川 立真君） 町長、ありがとうございます。

行政も農家、生産者と両輪となってこういう課題に、大変ハードルの高い課題だとは思いますが、挑戦して、我々も一緒にいきたいと思っています。先ほどつるし柿の話を持ちましたが、テレビで少し拝見しました。北栄町でおじいちゃん、おばあちゃんたちが集まって、ハウスの中でつるし柿を作る。実際にはつるさない人だけでも、ハウスの中に並べて作っていくというやり方が始まった、研究が始まったということで、ぜひ、課長、課長、我々もどのようなやり方でやるのか、ちょっと勉強してみしましょうよ。そういった、面倒くさい、つるしたりしないんですよ。ハウスの中で作っていく、大量に作っていくというやり方を北栄町が、おじちゃん、おばちゃんたちが始めたそうなので、ぜひここも研究していきましょう。

では、終わります。

○議長（景山 浩君） 以上で、7番、白川立真君の質問を終わります。

○議長（景山 浩君） ここで休憩をします。再開は、10時20分といたします。

午前10時04分休憩

午前10時20分再開

○議長（景山 浩君） 会議を再開します。

続いて、3番、荊尾芳之君の質問を許します。

3番、荊尾芳之君。

○議員（3番 荊尾 芳之君） おはようございます。3番、荊尾芳之です。議長からお許しをい

いただきましたので、町政に対する一般質問をさせていただきます。

今回は、町内の土地の利活用について、また、土地やその土地の建物の管理について質問を行います。住民にとって南部町をいかに住みよい町にするのかという点について、町長の考えを伺っていききたいと思います。

さきの12月1日の新聞に、国勢調査の確定値という見出しで鳥取県の人口の状況が載っていました。55万3,407人で、5年前から2万人減った。減少数、減少率とも過去最大という記事が1面に載っていました。南部町は5年間の増減率はマイナス5.7%とありました。5年前の人口は1万9,477人でしたが、5年間でマイナス5.7%、6,241人が減って1万3,236人になったという記事です。毎年1,200人が減っているという計算になります。ちなみに伯耆町はマイナス3.8%、大山町はマイナス6.7%でした。鳥取県にとっても、南部町にとっても重要課題である人口の問題です。自然増への対策はもちろんしっかりと行わなければなりません。また、社会増への対策も同時に両輪として対策を行っていかねばなりません。コロナ禍で地方が見直されてきています。リモート会議が進んできて、地方にいても都会と変わらないネット環境、情報社会にあります。町もデジタル化の推進に向けて事業を進めています。町の人口増への施策として、基本的な条件となる住宅地が大変不足していると考えています。もっと住宅地があれば、ここに転入者や転居者が住宅を建設できます。移住者も手頃な宅地があれば家を新築して定住し、人口増につながっていくと思います。そこで、町長の考えはどうか伺います。

一つ、住宅用地を増やすために、また人口増を図るために、宅地の整備についてどうお考えなのか。

2番目、町が土地開発や土地利用を図る場合には、計画策定が必要で、土地利用計画の策定はどうなっているのでしょうか。ずっと必要だと言っていますが、いまだ完成形に至っていません。町長の考えを伺います。当然に防災上の視点や、今動き出そうとしている保育園の建設等々について、ゾーン決めについて、今後どのように考えていくのか伺います。

3番目に、町内には放置されている土地があります。いろいろな種類の土地が存在します。この土地を有効に活用することはできないか。また、放置された土地や空き地、空き家について、周辺の住民が大変困っている現状、実態があります。企業が撤退したり、以前に住んでいた方は、施設に入所し、家族や子供さんは町外に住まいしているので家の管理者が不明だ、連絡を取りたいが分からない、次第に木々が大きくなり、草も伸び放題で自分の敷地に入ってくる。危険な状態が進んできているが、本当にどうしたらよいのか分からないので困っている。このような空き地、空き家の適正管理について、町としての対策をどのように講じていくのか。国は平成26年

に空き家対策特別措置法を制定しています。本町は空き家等の適正管理に関する条例を同じ平成26年に制定をしております。この条例の活用方法も含めて、町長の考えをお伺いします。

以上、壇上からの質問とします。御答弁をよろしくお願いいたします。

○議長（景山 浩君） 町長、陶山清孝君。

○町長（陶山 清孝君） それでは、荊尾議員の御質問にお答えしてまいります。

最初に、住宅用地を増やすための施策として、次のような支障があると考えているが、町長は人口増を図るための土地、宅地の整備についてはどう考えるのかの質問についてお答えしてまいります。

まず、民間事業者が4区画の宅地の造成整備を行えば補助金を交付することについてですが、この制度は南部町民間宅地開発支援事業補助金として要綱を定めております。既存の集落に接続する形態で小規模な宅地を造成して移住と定住化を促進し、地域の活性化を図ることを目的としています。現状は、開発事業者からの相談は毎年数件受けていますが、いまだ申請には至っていません。次に、個人で住宅を建設するために住宅の整備をした場合には、その費用の一部に補助金を交付することについてですが、現在当町では同様の補助制度はございません。議員御提案の制度については、個人の宅地整備に直接補助金を交付する仕組みについて、検討が必要と考えています。

3点目は、町が集落の周辺に小さな宅地を造成するにつきましては、この後答弁いたします土地利用計画の策定によって検討できる御提案と考えています。人口増を図るための宅地の整備については、近隣市町村に人口流出をしない多様な支援策によって、計画的な整備が必要と考えています。

次に、土地開発・土地利用計画の策定が必要と思うが、町長の考えを問う。また、防災の視点、保育園の建設等々、ゾーン決めについて、どのように考えていくのかについてでございますが、令和3年3月議会で荊尾議員にお答えしましたとおり、今後の町政を進めるに当たって、必要な土地利用計画と考えていますので、策定に向けて取り組んでいます。令和4年度には南部町住宅マーケティング調査として、資料の整理や住宅需用のヒアリング調査を実施し、土地利用ゾーニング図を作成する予算を審議いただきたいと考えておるところでございます。

次に、町内にある放置された土地の有効利用や有効活用について、町長はどう考えて対処していくのかについてでございます。その中で、企業が撤退した土地、空き地についてお答えいたします。現在のところ、町内で把握している企業または事業所が撤退した土地、空き地については、数か所把握しています。政策的な取組として有効利用、有効活用を必要とする物件であれば、町

が所有者への問合せにより意向の確認を行うなど対応が考えられますが、現状では町でそのような案件や物件がございません。全国的に工場等の跡地利用については、マンションなどに有効活用事例がある一方で、用途転換が進まず遊休地として長期にわたり放置されている工場跡地も少なからず存在している状況のようです。本町においても、民間所有の空き地について、長く放置され、環境や安全面において近隣住民へ影響するような状況が発生する場合は、行政として連絡、指導していきたいと考えています。

次に、町有地の空き地についてお答えいたします。ミトロキをはじめとする町有地についてですが、町有財産の判断として所有、売却、譲渡、貸借を検討することが必要であると考えています。その判断により利活用に向けた計画が必要となりますが、今後策定する土地利用計画とも関連しますので、エリア的な活用の方向性を示させていただき、各地域振興協議会や関係団体等の御意見を伺いながら、土地の有効利用や有効活用について御提案したいと考えています。

次に、遊休農地についてお答えいたします。現状で管理されていない農地のうち耕作条件がよい農地については、農業委員会または農地利用最適化推進委員を通じて、農地所有者の意向を確認した上で農業法人など、地域の担い手と調整を行っています。一方、山間部等の耕作条件が不利な農地については、荒廃が進行し復元が困難な農地を農業委員会において調査され、非農地と判定した上で農地から除外するような運びを行っていただいています。その除外した土地については、例えば植樹して山林等として活用できないかなど、今後の新たな活用方法について、県や関係機関と検討していきたいと考えています。

次に、空き地、空き家の適正管理の義務化へ条例整備をする考えはないかという御質問にお答えいたします。空き家対策については、平成26年11月に空家等対策の推進に関する特別措置法が制定され、平成27年5月に全面施行されています。南部町では、南部町空家等の適正管理に関する条例を平成27年1月1日に施行しています。この法律と条例において、空き家等の所有者等の責務として、所有者または管理者は周辺の生活環境に悪影響を及ぼさないよう、空き家等の適切な管理に努めるものとしていますし、建築基準法、民法においても所有者等には管理責任等があることになっています。相続放棄をした後であっても直ちに管理義務は消滅しませんので、所有者等において適切に管理を行っていただく必要がございます。管理者が不明な空き地、空き家につきましては、登記簿などの公簿情報でも所有者が直ちに判明しない、判明しても所有者に連絡がつかない、適正な利用管理がなされていないことで、草木の繁茂や害虫の発生など、周辺に悪影響を与えるなど、生活環境の悪化の原因やインフラ整備、防災上の支障となることが課題となっています。このような課題に対して、所有者不明土地の円滑な利用、所有者の検索の

合理化、所有者不明土地を適切に管理するといった３つの仕組みを持つ所有者不明土地の利用の円滑化に関する特別措置法、所有者不明土地法が平成３０年１１月に一部施行され、令和元年６月に全面施行されました。また、最近の動きでは、所有者不明土地の解消に向けた民事基本法制の見直しが進んでいるところですが、空き地、空き家が増加する原因としまして、高齢者が老人ホームなど的高齢者住宅や家族の家へ転居し、住む人がいなくなる、所有者が空き家をそのまま放置してしまうことが上げられています。高齢者の転居やお亡くなりになった場合など、相続対象となる空き家を、相続した人が何もしないで放置される場合がありますが、その家が遠い、思い出が詰まっているなどが理由になっているとお聞きしています。また、相続に関係なく、自分の所有している空き家を放置される場合もありますが、これは物置として利用するからとか、将来使うかもしれない、特に困っていない、解体費用を出したくないなどの理由があるようでございます。空き家は様々な事情で老朽危険家屋となり、町民の皆さんに危険が及ぶ可能性が出てきますが、既に条例化しています南部町空き家等の適正管理に関する条例により、指導助言を行ってまいりたいと考えています。所有者やその御家族、御親族の皆様には、空き家となる家屋や空き地は皆様の財産や相続され財産となるものでございます。いきなり思い出の詰まった建物を処分することは、心理的にも経済的にも厳しいものと思いますが、問題を理解され、空き家一括借り上げ制度の相談、利用など、私有財産の適切な管理を早めに御準備されますことをお願いしたいと思います。

以上、答弁いたします。

○議長（景山 浩君） 荊尾芳之君の再質問を許します。

荊尾芳之君。

○議員（３番 荊尾 芳之君） 町長、御答弁ありがとうございました。

最初に、今、人口増としてやっぱり住まいというものが大きく、ある意味効果的な対策というふうにも思っております。里山デザイン機構、これは空き家をリフォームして貸付けをするということで、ちょっと昨日話を聞いたんですけど、今現在、まだ４０人ぐらいの方が南部町の空き家に入りたいという希望を持っておられる方がいるというふうに言っておられました。その整備も昨年は１０件ぐらいでしたかね、予算をつけて空き家改修をしたんですが、今年は４件だと。４件の予算がついているということで、待っている人に対して、どういう対応をしていくのかというところ、なかなか予算とのバランスもありますので、そこはあれだと思いますが、南部町に移住してきたいという人がいるのを待て待てというのはどうも心苦しいように感じております。

そういうことを踏まえて、町長、宅地があればある意味空き家とまた別な方々の宅地対応とい

うことになってくると思うんですが、人口対策として、この住宅地を確保していくというふうに、少なからずいい方法ではないかと考えているんですが、町長はいかがお考えですか。

○議長（景山 浩君） 町長、陶山清孝君。

○町長（陶山 清孝君） 町長です。全くおっしゃるとおりで、町長としても南部町で住宅を探しておられる方、新たに建てたいと思ってる方の住宅地が適切に選定されて、そこにお住まいがされるというような施策はまちづくりの基本だと思ってますので、ぜひそのようなのが進むような施策を展開しないといけないと思っています。

○議長（景山 浩君） 荊尾芳之君。

○議員（3番 荊尾 芳之君） ありがとうございます。そういうことを基本として今回の質問を組み立てますので、ちょっとお話をさせていただきたいと思います。

一番いいのは、最初に書いておるように、やはり民間の資本を活用して、その住宅地を造っていくっていう一つの事業があって、交付金要綱だったり宅地開発促進事業というのを令和2年から実施をしております。4区画以上1,000万という、さっきもありました。令和3年度も同じこの事業が組んであります。どういうふうにこの事業を捉えて、さっき壇上からはいろいろ相談はあるけれども、どういうんですか、結果的にこの予算を令和2年度も1,000万も全く執行でしなかったと。それをまた令和3年度に事業として上げてくるわけですので、そこに何らかの利用者がやりやすいような工夫を加えて3年度になってきているのか。また、現在の進捗状況も踏まえて、ちょっとこの事業について町長の考えを教えてくださいませんか。

○議長（景山 浩君） 町長、陶山清孝君。

○町長（陶山 清孝君） 概要だけ私のほうから、では申し上げます。

何件か毎年問合せがある。しかし、それ進まないのは、やはり土地利用計画が企業マインドと合わないからだと思っています。御存じのとおり、南部町の方策は集落の周辺、そこには間違いなくこれまで蓄えてきた道路であったり、水道であったり、下水道といったたくさんの皆さんが今までお金を出してきたインフラがあるわけですし、できればそれにつなげるというやり方が合理的で効果的だと。新たなところにすれば、村は寂れ、そして新たなところは栄えという構造ができるんですけれども、それをできるだけ避けるためにそういう仕様を取ってきました。先ほど言われました空き家対策も全くそのとおりだと思っています。しかし、なかなか宅地開発業者の志向といいますのが、米子からじわじわと外には展開はしてきていますけれども、私どもが思っているような志向にはなかなか合わないといったのが正直なところではないかと思っています。もう少し選択肢を広げた選択肢はないだろうかということではないかと思っています。その中で、

土地利用計画として、この辺りのところには将来的に住宅地として運営するんだと。これまでやってきたように、国道180号線沿い100メートルは農業振興区域から外すというような施策をしながら、高度成長時代ですけども、そういう展開をしながらまちづくりをした経過もあります。そういう手法を取り入れることはできないかというのが、まず土地利用計画の基にあるわけです。しかし、個人の利益、ずばり言えばここでも何遍も議論しました、中山間地等も対象にはなりません、そうなった場合に。ですから、町が線を引いて協議を進めれば、地域や個人の利益を害するという問題も出てきますので、これまでも慎重に扱ってきたところでございます。しかし、今議員がおっしゃるように人口減少する。詳細に分析しますと、これはほとんどの出し入れが米子市との関係なんです。米子市も人口が今減少し始めました。ですから、今後この課題が本当に慎重に、そして、しっかりとやっていかないと、米子市の人口も減る中で、南部町の人口を保つということは、非常に難しくなってくると思います。今、南部町の人口の流出先は、一番には米子市です。ですから、米子市に流出した人たちが、例えば新婚時代にはそちらに住んでいても、子供が育った、小学校はやはり同級生と一緒にやらせてやりたいということで帰ってくるというのが、今までの人口の安定したパターンだったんですけども、それがじわじわと崩れ出しているという現状があると思っています。南部町の中で宅地を求めているような手法というものを、土地利用計画も含めながら、再検討する時期に来ているということで、今、町内上げてそのような検討をしているところでございます。現状を申し上げておきました。

○議長（景山 浩君） 荊尾議員、マイクをもう少し口元に向けてやってください。

荊尾芳之議員。

○議員（3番 荊尾 芳之君） 声が大きいもので、すみません。

すみません、町長、課長でもいいです。進捗状況といいますか、この事業の点についてはいかがですか。

○議長（景山 浩君） 企画政策課長、田村誠君。

○企画政策課長（田村 誠君） 企画政策課長です。民間宅地開発支援事業補助金の進捗状況でございますけども、令和3年度は7月、8月に向けて農振除外の手続、全体見直しが完了しました。今回申請をされる予定の場所、御相談受けている場所があるんですけども、そこが農地の絡みもありまして、先日、その開発事業者の方と打合せをさせていただいて、今年度内になるべく申請ができるような状態で、その他関係する手続を進めていきたいという具合に御意見を聞いたところでございます。以上です。

○議長（景山 浩君） 荊尾芳之君。

○議員（３番 荊尾 芳之君） そうすると、令和３年度はこの事業が、補助金の交付ができる見込みが強いと。まだ申請には至ってないけども、そういう動きであるというふうに理解していいですか。

○議長（景山 浩君） 企画政策課長、田村誠君。

○企画政策課長（田村 誠君） 企画政策課長です。はい、そのとおり理解していただいて結構です。

○議長（景山 浩君） 荊尾芳之君。

○議員（３番 荊尾 芳之君） 先ほど、町長言われました。米子と南部町の関係、それと町長がずっと言っておられます、壇上から言いましたけど、１年間で１２０人減っているんですけども、何もしなければやはりこの減り具合の率は上がっていくし、やはり町としての施策をきちっと打っていけば少なくとも１２０人を６０人にするとか、少なくしていくとか、そういうことはできるのではないかと考えております。先ほど企画課長が言ってくれたように、この事業も令和３年度には少し効果も出てくれればいいなと思うんですけども、やはりそれに加えて、これオンリーじゃなくて、やはり、２番目にも書いてますけども、今、３世代同居事業とか、町がいろいろやってる事業ありますが、そこはいわゆるリフォームだったり改築だったりで、ちょっと宅地とか土地の部分についてはないんですけども、どういうんですか、子供さんが親御さんの周りに農地を転用して住宅地として家を建てるというパターンも、ほんに法勝寺の地域見ても結構空き地だったところにまた家が建ってきているとか、もともとの宅地があるところかもしれませんけども。やっぱりそういう動きがかなり見られると思います。アパートの建築もかなり、天津地区だったり、大国、法勝寺地区で進んでいるようにも感じております。全く個人への宅地への補助は駄目だよということではなくて、一つの手段、方法として、①の民間事業を使ったという１，０００万の事業もやってますけど、やはりその個人へのそういうことも弾力的に宅地を求める方についての支援というものを、町の施策して考えていくべきではないかと、私ずっと思っているんですが、いかがでしょうか、町長。

○議長（景山 浩君） 町長、陶山清孝君。

○町長（陶山 清孝君） 町長です。人口が減少することにいかに歯止めをかけ、できれば維持、さらに言えば増加に転じたい、これは全ての自治体の願いだと思っておりますが、人口が全体に、国全体がしぼんでいくフェーズに入っていますので、これはどだい無理だろうと思っております。現在、南部町は１７０人の方が亡くなって、生まれてくる子が５０人ですので、自然増減は１２０。そこに社会増減がプラス・マイナス・ゼロであれば、例えば子供たちが大学に行くために出

ていく、よそから入ってくる。これがその年の中でプラス・マイナス・ゼロであれば、120の減で済みますけども、これが一たびバランスが崩れると、あっという間に150、200ということになるかもしれない。これが非常に怖いわけですし、120といっても5年間で600人口が減るということは、投げてはおけない事実なわけです。狙うとして、社会増をどう考えていくのかだと思うんですよね。子供たちを、じゃんじゃん産んだ人たちに帰ってきてくださいだとかってというのが、これがなかなかうまく展開できない社会になっていることは御存じのとおりだと思います。南部町で、子育てをするなら南部町ということをお願いしていますし、そういう環境を整えていかなくちゃいけないのと同時に、今、荊尾議員が言われるように、若い世代が望むような住宅環境、土地の提供というものも考えていかなくちゃいけないと思っています。この辺りは伯耆町であったり、日吉津村であったり、大山町であったり、境港市であったり、または県境を越えた安来市等との土地の供給バランスであったり、今、出ます条件ですよ。その辺りのところの条件というのは、宅地開発業者が非常によく知っています。土地のことについて、その辺りの流れをしっかりと私たちも共有しながら、必要であれば、今、議員がおっしゃるような補助制度に乗り込まなくちゃいけませんし、そのためには何かの制度というものを変えていくか、または新たな原資というものを考えていかなくちゃいけません。その辺り、今の若い世代がどういうところに志向を持っておられるのか、十分検討しながら、暮らすなら南部町というところをもっと押し込んでいきたい、こう思っています。

○議長（景山 浩君） 荊尾芳之君。

○議員（3番 荊尾 芳之君） ありがとうございます。

壇上の答弁の中で、多様な対策を取っていくというふうに言われました。やはり具体的に1つつ、よその町では、もちろん3世代同居の条件とかいろいろなことがありますけど、かなりの金額のものを住民の方に直接交付している状況もあります。南部町として、どういうやり方がベストなのかというところをしっかりと考えて、やっぱり人口増に向けて、この宅地ということを考えていただきたいというふうに思います。

それと、先ほど土地利用計画ですか、国土利用計画法に基づく、県だったり町村だったり土地利用計画を立てるんですけども、ここに町の土地開発公社っていう言葉を入れてるんですが、もともと企画の中に南部町土地開発公社っていう公社が、今も存在していると思いますが、事業はあまりしていないのかなと。現状はどうなんでしょうか。土地開発公社について教えてください。

○議長（景山 浩君） 企画政策課長、田村誠君。

○企画政策課長（田村 誠君） 企画政策課長です。南部町土地開発公社についてということでございますけれども、現在、ミトロキの残土処分場以降、事業のほうはいたしておりません。ミトロキの管理を含むところで毎年予算を計上させていただいて、現状の維持管理をしているという状況のところで止まっております。以上です。

○議長（景山 浩君） 荊尾芳之君。

○議員（3番 荊尾 芳之君） 分かりました。③番に同じことなんですが、集落の近くに宅地を造ってはどうかと。もちろん民間という、今話が出ています。それから、個人に少しでも住宅、宅地の補助をしてはどうかということと。この3番目ですけども、開発公社、いわゆる町がこれは土地利用計画法の中に基づいたものに対して、開発公社が用地の取得ができるという考えでいいですかね、町長。

○議長（景山 浩君） 企画政策課長、田村誠君。

○企画政策課長（田村 誠君） 企画政策課長です。土地開発公社が行う事業というものは、基本的な法律の縛りの中では公有地拡大に関する法律というところでやっておりますので、国土利用計画法の市町村計画とはまたちょっと別途の形になります。

○議長（景山 浩君） 荊尾芳之君。

○議員（3番 荊尾 芳之君） すみません、それはじゃあ、公共事業に関わる用地のみで、私が考えているいわゆる町の宅地造成みたいなところに土地開発公社に関わるということは、それはできないということでしょうか。

○議長（景山 浩君） 企画政策課長、田村誠君。

○企画政策課長（田村 誠君） 企画政策課長です。町に関わる宅地造成に開発公社が関係することができないかということでございますけども、基本的には町が新たにここに30区画ぐらいの宅地の造成を計画したいぞ、もしくはそういった話があるぞっていう中で、先行してそういった土地を取得するために、開発公社がそういった土地の取得に関して動くことができます。荊尾議員がおっしゃられた町が計画を立てる中で、宅地居住ゾーンというようなゾーンニングができて、その中で、ここの辺で宅地を造りたいぞとなった場合に、開発公社が先行して土地を取得して、その後町の政策に伴った宅地造成をするというような形で関わりを持つことはできます。以上です。

○議長（景山 浩君） 荊尾芳之君。

○議員（3番 荊尾 芳之君） 私は、町がどこかに30区画も20区画も、大きな宅地造成をしようという考えを言っているわけではなくて、今、課長の答弁を聞く限り、町が最初の民間の事

業と同じように、宅地促進事業と同じように、町が集落の近くに少なからず、3、4、5区画ぐ
らいのところを計画した場合に、ここを、要はなかなか民間も動いとるといっても実現ができて
ない部分もあるし、用地の問題とかで民間が行う場合と土地開発公社が行う場合では多少なりと
も違うのかなと。住民に対する考えだったり、ほかの用地、土地所有者との関係ですね、そうい
うところも踏まえて、そういうことはできないのかなと。毎日ウォーキングをしております、
ここの土地って住宅地にならないのかなとか、いろいろ考えながら歩いてるんですけども、そう
いう集落の近くに少なくとも、もう作ってないような田んぼだったり畑だったりを何か開発して
いきたいとか、そういう思いを感じたんですが、それは難しい話でしょうか。

○議長（景山 浩君） 企画政策課長、田村誠君。

○企画政策課長（田村 誠君） 企画政策課長です。荊尾議員の御質問の意味がよく分かりまし
たので、このもとと事業するときには20弱の不動産開発事業者にこういった事業しますという
ことで、営業にも回らせていただきました。その中で、南部町の中を見ていただいて、ここぞと
いうような宅地にできるような場所があれば、ぜひ御連絡くださいということで、令和2年度か
ら随時いろんな相談受けています。その中で、やはり土地の形であったりライフラインのつなが
りであったり、道路のつき方だとかいろんな条件の中で、町のほうでお手伝いができる部分があ
れば何なりと御相談してくださいという部分も申し添えています。そこで土地の取得に関してだ
とか交渉に関して、多少なりとも開発公社でやれる部分であったり町独自でやれる部分であるこ
ろを判断しながら、連携を取っていきながら、取組は進めていきたいという具合に思っています。

○議長（景山 浩君） 荊尾芳之君。

○議員（3番 荊尾 芳之君） いや、課長、今そういう答弁だったけど、いわゆる民間の企業と
行政が、町が、民間の土地開発会社の代わりに、町の施策だということかもしれませんけど、
そこに、ここにこういうところで、町と一緒に出て行って用地交渉みたいなことにはならんと思
うし、その辺の線引きだったり、ここまでは業者さんがすること、町がどこまで情報提供でき
るのかなとか、その辺のところを考えると少し難しいところがあるんじゃないかなと思ってこうい
う話をしているところなんです、その辺はどうなんですか。

○議長（景山 浩君） 企画政策課長、田村誠君。

○企画政策課長（田村 誠君） 企画政策課長です。確かにこの補助金の目的に従う中で、町の
できる部分と事業者でやらなければいけないという部分の線引きがありますので、先ほど、あま
りにも町が、少しその用地買収だとかそういったところの話までにはなかなか介入ができないと
いうところが、ちょっと誤解を招く答弁の仕方になったかもしれませんけども、そこら辺の線引

きはきちんと確認しながら対応していきたいという具合に考えています。

○議長（景山 浩君） 荊尾芳之君。

○議員（3番 荊尾 芳之君） 分かりました。ぜひ御検討いただけたらと思います。要は、言いたいことは宅地ができればいいんですので、そのプロセスでどこが造ってもいいわけで、そこに町外から移住者が来てくれたりとか、転居して米子から帰ってくる人がいて、そこに家を建ててくれたら、そこが狙いなんですので、ぜひともそういう方向で宅地を増やしていくようないうふうに町としてもお願いをしていきたいと思います。

3番目の質問で、町内にいろいろ放置された土地がありますよと。企業が撤退した土地とか、町有地とか遊休農地とか、町長、具体的に言っていただきましてありがとうございます。その中の答弁の一つにその空いている土地、例えば企業が撤退した土地、町有地でもですが、その土地を使って住民の方が自分の集落の近くにそれがあると、集落の中にあるということで、その土地を使ってイベントでもしたい、あるいはワーキングスペース、キナルの中にもあるんですけども、そういうものを借用できないかと。住民の方がそういう利用希望があった場合、なかなか直接住民が土地の所有者と交渉するっていうことは難しゅうございます。そこに町が関わっていくというか、仲介を取っていただくというようなことはできないものではないでしょうか。

○議長（景山 浩君） 企画政策課長、田村誠君。

○企画政策課長（田村 誠君） 企画政策課長です。民間で、個人で所有されている土地に関しては、基本的には行政のほうに間に立ってそういった仲介はしておりません。ただ、現状で事例があるとすれば、工場、プラントだった場所が空き地になっておりまして、近隣の集落、お住まいの方々が何か、やめたはずなのにガタガタいろんな動きがあるぞみたいな話があるところは、区長さんを通じて、今どういった状況なのかというところを確認して、現在もその区長さんとは連携を取っているという空き地の管理をされている場所はございます。以上です。

○議長（景山 浩君） 荊尾芳之君。

○議員（3番 荊尾 芳之君） 町長、今の課長の答弁は、今はしてませんよということなんですが、私が聞きたいのは、そういう土地をこれから住民の方が利用していきたいと、そういう希望がある場合に、今、町に仲介してくれという、つないでくれといったところを、今はしてないよじゃなくて、これからしてくれませんかというのをお願いしとるわけですけど、どうでしょうか。

○議長（景山 浩君） 町長、陶山清孝君。

○町長（陶山 清孝君） 町長でございます。両方言っていることはよく分かるんですけども、借

地借家法にのっとして契約書が必ず要る事案なのか、それとも運動会で1日駐車場に使わせてくださいなのか、その辺りによってまた違うと思うんですね。議員が言っておられる内容はよく分からないんですけども、一度御相談いただいて、具体的に、言ってみれば企業側にも所有権としてもありますし、何か事故があったときの責任も企業側が取らなくちゃいけないこともあるでしょう。その辺り、両方の問題が将来的にずっと発生しないようなことであれば、間に入って、そういう無用のトラブルが生じないためのアドバイスだとか、仲介を取ることはやぶさかじゃないと思います。具体的にまた御相談いただだけませんか。よろしくお願いします。

○議長（景山 浩君） 荊尾芳之君。

○議員（3番 荊尾 芳之君） ありがとうございます。

その答弁が欲しかったんです。具体的なことはここでは言えませんが、また町長なり企画課長のところに、こんなイベントでこういうふうにやりたいという計画を持って伺いますので、ぜひ聞いていただいて、なかなか集落の方が、企業が撤退したような、もうこちらに本社がなくて、例えば広島だとか岡山だとかというところにアクセスすることも、つないでいくこともちょっとできない状況なので、やはりそこには町の力に頼らざるを得ない部分がありますので、また伺いますのでよろしくお願いします。相談に乗ってください。

最後の質問なんですけれども、空き地、空き家の管理です。国の特別措置法があって、それに基づいて町の南部町空き家等の適正管理に関する条例というものができてます。施行規則もできてます。今回は、補正予算で危険家屋の撤去という補正予算も出ている状況です。町としてのこの空き家対策、先ほど答弁の中でも言っていましたけれども、条例の、南部町空き家等の適正管理に関する条例はあるんですけども、住民の方がどういうふうにこの条例に基づいて町に管理をお願いしていけばいいのかということについて、少し、テレビ見ておられる方もおられますので、具体的なところを教えてくださいませんか。町は、台帳に記載するとかって書いてあるの、これは危険家屋で、あくまでも危険家屋という不良住宅、管理不偏な状態にある住宅の場合で、それに至らない、そこまでの、空き家ができました、福頼という集落に空き家ができましたということは町に届けなさいと、住民は町に空き家ができましたということを報告してくださいというふうになっているんですが、それからの動きとか、そういうところも含めてちょっと、少し、住民の方に条例の理解も含めて、分かりやすく説明していただけますか。

○議長（景山 浩君） 建設課長、田子勝利君。

○建設課長（田子 勝利君） 建設課長でございます。条例の関係ですけども、町民の方からそういった情報をいただきますと調査を行います、町のほうで。その老朽危険度を調査しまして、空

き家老朽危険家屋の台帳のほうに登録をいたします。その後ですけれども、台帳登録後はその老朽度が進んでいないかということで、年1回程度になってますけど、パトロールをして危険度の進行具合を見させていただいております。また、空き家対策委員会がございますけれども、そちらのほうでも報告をし、パトロールで見守りながら管理をするという具合になります。危険度が進みますと、150点以上になってきますと、老朽危険家屋ということで町からの補助を受けて、解体費用の一部を補助するという制度で補助金を交付するといった流れにもなります。すみません、詳しくということだったんですけど、大まかになります、以上でございます。

○議長（景山 浩君） 荊尾芳之君。

○議員（3番 荊尾 芳之君） 課長、この条例、今、見てますか。4条に町民等の責務という項目があります。これについて説明してください。

○議長（景山 浩君） 建設課長、田子勝利君。

○建設課長（田子 勝利君） 建設課長でございます。責務ということですけども、同じ集落の中で、あのおうちが空き家になってるぞということがございましたら、町のほうへの情報提供をお願いしているというものでございます。

○議長（景山 浩君） 荊尾芳之君。

○議員（3番 荊尾 芳之君） 現在どれぐらいの報告があってるんでしょうか。

○議長（景山 浩君） 建設課長、田子勝利君。

○建設課長（田子 勝利君） 建設課長でございます。令和2年度の事業報告書のほうになりますけれども、現地確認件数としましては、28年から令和2年度の間でおよそ60件の報告を受け、現地確認を行っております。そのうち老朽危険家屋ということで台帳のほうに登録をしていますものが、合計で23件ございます。いずれも150点以下になっておりまして、ただCランクということで、30点から150点のものが13件、30点以下のものが7件、現地調査を行いましたけれども危険度が進んでない0点というのが2件でございます。以上でございます。

○議長（景山 浩君） 荊尾芳之君。

○議員（3番 荊尾 芳之君） 今、説明を、数字をいただきましたが、町はその報告があれば調査をするということなんですけれども、それはいわゆる所有者の、出て空き家になっちゃうわけですけど、その所有者の調査とかを届出があればして、誰がこの家屋についての所有者、管理者というところは全て把握はできておりますか。

○議長（景山 浩君） 建設課長、田子勝利君。

○建設課長（田子 勝利君） 建設課長でございます。台帳登録上、連絡先管理者というのがござ

いますので、全て調べてございます。

○議長（景山 浩君） 荊尾芳之君。

○議員（3番 荊尾 芳之君） 分かりました。そうすると、我々が実際困っているのは、誰に連絡をしていいのか分からないというところでまず困ってるんですよ。課長が言いなった、もう老朽危険家屋にいけば、もうそれはマックスの状態ですので、そうではなくて、そこに至らない、まだ0点かもしれませんけども、非常に近隣としてはちょっと障害になる、迷惑になるという段階なんですけれども、もちろん全ての空き家がそうだと言ってるわけじゃなくて、きちっとその管理をしておられる方もおられますので、ただその管理を全くされていないけれども、まだ危険家屋100点、50点以上か、そこまでは至ってないものについて、この条例に基づいて町は勧告命令とか、どの時点で勧告命令なのか分かりませんが、やはり適正な管理、管理不全な状態になるまでに、そのことを指導していったり、住民の不安を取り除いていかないといけないと思うんですが、その辺の対応はいかがなものでしょうか。

○議長（景山 浩君） 建設課長、田子勝利君。

○建設課長（田子 勝利君） 建設課長でございます。情報提供いただきましたものの中から、老朽危険家屋ということで台帳登録しているもの以外につきましては、当課のほうでは連絡先等の把握は行っておりません。空き家バンク等のほうでの登録のほうで連絡先を把握しているものではないかという具合に自分は思っておるところでございます。

○議長（景山 浩君） 荊尾芳之君。

○議員（3番 荊尾 芳之君） 町長、私がこのたび一般質問取り上げて困っている現状と、今、建設課長が答えてくれた回答では、少しギャップがありまして、私の思っているところ、先ほど言った50点にもならない、けれども所有者も分からない、どこに連絡していいか分からない。こういう空き家、空き地の管理を行政として、この条例があるわけですからこの条例に基づいて町の、誰だ、所有者は誰なのかとか、そういうとこをきちっと押さえていくべきではないかと思うんですが、どうでしょうか。

○議長（景山 浩君） 町長、陶山清孝君。

○町長（陶山 清孝君） 町長です。度々この問題は南部町の中でも問題になっている事案だと思っています。登記簿を見ても分からない。登記簿を現所有者の名前に変えていないからもう亡くなられた方の所有者になっている、これは登記法が今改正になりますので、義務化されますので一定の進歩はあるんじゃないかと思いますが、しかし、人口減少する今、先ほどから出ておるキーワードの中で、中山間地の農地、それから家屋を登記をして維持管理することは非常に大変な

ことだろうかと、想像もつきます。その中で、登記を放棄する、または所有権を放棄するということが当然厳しくすれば厳しくするほどそういう措置をされる方も増えてくるんじゃないかという具合にも思っています。今、議員がおっしゃったのは、誰かが固定資産税を払っている。現実には、最終的に行き着くところは、今、固定資産税を払っている事実上の管理人の名前を教えてくれというのが、集落の代表者と役場の中で、それは個人情報ですのでできませんと言わざるを得ない現状があるわけです。言わざるを得ない。固定資産税を払っているのがどこの誰なので、どんな関係ある人なのか、それを私どもも知る由もありませんけれども、多くの場所では税だけは払っているということです。この辺りのところが非常に個人情報の保護条例との問題もあって、町としても悩ましいところです。ですから、国の中で、それを超越した法律等が制定されない限り、現実には民法等で管理責任を問われているんですけども、誰が一体管理するのかというのは、集落とつながらないところが課題なんだろうと思ってます。その情報は現時点では軽々に公表することは、今度は行政の責任としてできない、税情報として持っている情報ですのでできないというところを御理解いただきたいと思います。

○議長（景山 浩君） 荊尾芳之君。

○議員（3番 荊尾 芳之君） いや、ですから、町長、今言ってるように、その個人情報を区長や影響力のある住民が教えてくれっていったらわけにならんので、この条例に基づいて町は指導勧告ができるようになってるじゃないですか。それが、建設課長は、今いう危険度が管理不全状態になる、その点数がね、50点とかひどい状態にならんといけんよということではなくて、そこをもう少し住民の立場に立って、本当に迷惑をしておられるんだったらそういう固定資産税の納付書が行くってということで、管理者、所有者が分かるんだったら、この条例に基づいて少なくとも所有者の人に、南部町のここにある住宅についてきちっと管理をしていただだけませんかということを行政のほうから所有者の方に言っていただだけませんかということを言ってるわけで、個人、ちょっと町長とかみ合っていないのはそこなんですけど、町の仕事としてこの条例に基づいた仕事をしてくださいと言ってるんですが、それは難しいことでしょうか。

○議長（景山 浩君） 町長、陶山清孝君。

○町長（陶山 清孝君） 町長でございます。私が言ってるのは、難しいこととかではなくて、規制をする権利がないということです。規制を、規制です。ですから、多くの場合は、地域の中に草刈りをしてほしいとか、草刈りをするから一定のお金を出してください。町として固定資産税の納付書を発送するわけですから、その中に、適正管理をしてくださいということはそれはできると思いますよ、そういうことであれば。ただ、議員がおっしゃってるのは、それよりもう一歩

先の、地域コミュニティとの間の話し合いをしてくださいということだろうと思っています。または、地域の中で草刈りをしてくださいとか、荒廃しないようにしてほしいと、一定の規模より悪くなった場合には、今言ったような法的な規制が出てきますけれども、そこに至る前の状態なわけです。その状態について行政がどこまで踏み込んで、その人に対していわゆる罰を与えるような条例にはなっていないので、指導はできると思いますけど、指導というのは、適切に地域とのコミュニティを大事にしてくださいとか、適切な管理をしてくださいと、いわゆる民法上で取り決められてる当然の管理義務っていうんですか、それは言っていかなきゃいけないと思っています。

○議長（景山 浩君） 荊尾芳之君。

○議員（3番 荊尾 芳之君） 町長の言われるとおりで、住民がその所有者の人といわゆるコンタクトが取れなくて困ってるわけ、誰に言ったらいいのかが分からなくて困っているわけ。行政はそれが分かるわけですから、納付書を送るときに集落の住民の方が困らないように適正な管理をしてくださいということを一言言ってもらいたいという、まずそこがスタートだと思うんですよ。それがここに書いてある助言、指導、勧告、命令という文言がありますけど、その部分ではないかと思うんですけれども、今の答弁を聞いとると、要は管理不全状態になって、もう危険家屋になって初めて町は予算をつけて委員会にかけてやるっていうことですが、その状態になるまでにやっぱり対応をしていかないと非常に住民は困るし、不安ですし、最初も言ったように、誰に相談していいのか、ほんに毎晩悩んで寝られないような状況になっとるわけですから、そこを何とか打開することをしていただだけませんか。

○議長（景山 浩君） 町長、陶山清孝君。

○町長（陶山 清孝君） 町長でございます。議員も私も多分思いは同じですし、ジレンマも感じているところです。長い集落をつくってきたコミュニティの中の約束事として、農地や山林を守ることで集落を形成し、その中で長いこと営んできたわけです。出るときには全財産を集落や地域に差し上げるだとか入会権を放棄するだとか、よそから入ってきたときには入会権を求めないだとか、そういうそのコミュニティのおきてがあったわけですから、厳しく、出るときには権利義務を放棄するだとか、その土地をどうするのかっていうことが約束の中でできてきたのが、近年の中ではそれが放置されてきているっていうところに問題があると思います。いわゆる集落の力も集落全体の中でそれをマネジメントするような強力なものではなくなってきたわけですね。また、そういう厳しいところっていうのは、住みたくないっていうこともあるのかもしれませんが。ですから、おんぼろとしたその集落の付き合いになった中で、今後こういうことはたくさん増え

てくるだろうと思っています。

国に対してもこういう法制度の強化というものは言わなくちゃいけませんけれども、同時に今お住まいのうちからこの実態は分かるわけですから、あそこの方がどうも入院されて今度施設に行かれたときにはもう次にその土地がどうなるのか分かるわけですから、まず一義的には御近所や集落の中で、大丈夫かやとお互いに声を掛け合うようなことも必要じゃないかと思うんです。その上で、お困りになっているところもあるし、それから今言ってるような問題もあると思いますけれども、全部そういうこれまでの集落の付き合いはもっとフラットなものにして、個人は個人だから野となれ山となれみたいなことではなくて、投げておけば集落の存続にも影響するということをやはり地域の中でも話し合う必要があるんじゃないかと思うんです。将来は突然訪れるわけじゃないわけですから、そのことについては住民全体の問題として、南部町の中で全体で起る問題として捉えていきたいと思っています。これまで、新興住宅地の中で起こったことが今は当たり前集落の中でも起きかけてますので、この辺の地域の暮らしておられる皆さんと行政がどうしていくべきなのかというもののもう少し話し合いというのは、議場も通じて努めて話し合っていく必要があると思っていますが、多くの場合に、住民の皆さんももう少し地域のことを考えていただき、個人情報の問題もありますんで、強権力が発生するのは一定の法律だとかそういうことで可能かもしれませんけれども、その以前に、やはり地域の中のつながりというのが大事なんじゃないかなと、こう思っています。

○議長（景山 浩君） 荊尾芳之君。

○議員（3番 荊尾 芳之君） 町長の言われるとおりで、本当に集落の中でコミュニティーが取れて、きちっとそれなりのルールがあって、やってきております。細々ですけどやっぱりみんなやっとなるわけです。それで、そのことはおっしゃるとおりで納得します。

僕がお願いしてるのは、もうその時点は終わってるんです。もういなくなって、施設に入られてしまったりして、もういきなり空き家状態になって、所有者が町外のほうにおられて、電話番号はこれだがなと思って連絡するけどつながらない、切られるというような状況で困っとられるわけです。それに対して行政はこの条例に基づいて、固定資産税の納付書を送るときでもコンタクトを取って、適正な管理をしてくださいということを一言お願いしてもらうことはできないかという質問です。

○議長（景山 浩君） 町長、陶山清孝君。

○町長（陶山 清孝君） 先ほどから言ってますように、文書で出すのは簡単なんですし、それから、そういう適正管理についてのことはできると思います。しかし、最終的に行政とその人との

関係というのは、税であったり、そういうその関係にしかないわけですよね。そこに入り込んで、地域の中に帰ったときに草刈りしてくださいというところまで来ないわけですね。適正な管理をしてくださいという、それが指導なのかどうか分かりませんが、そこまでであれば、それは簡単なことですし、多分現状の中でもやってると思います、そういう話の中では。それから、空き家に対してデザイン機構に、どうぞお貸してくださいという文書も中に入れているはずですよ。そういういざなうことはできるんですけども、最終的に権力をもってやるという問題は、老朽危険住宅という点数の問題であったり、そういうところに発展していけば一定のことはできますけれども、そこ以前のことが課題でして、議員がおっしゃるような、今言ったような内容であればこれは現状でもやってますし、今後もやらなくちゃいけない、こう思っています。（発言する者あり）文書を入れることぐらいのことであればできるんですよ。

○議員（３番 荊尾 芳之君） 連絡は、その実際のやり取りみたいに……（発言する者あり）

○議長（景山 浩君） 休憩ではありませんので、ダイレクトのやり取りはお控えください。

○議員（３番 荊尾 芳之君） 休憩をお願いします。

○議長（景山 浩君） 休憩します。

午前１１時２７分休憩

.....

午前１１時２８分再開

○議長（景山 浩君） 再開します。

荊尾芳之君。

○議員（３番 荊尾 芳之君） 町長の言われることはよく分かります。実際住民が困ってるというのを私は言ってきました。現実としてどういうふうな対応を取ってるかについて教えてもらえませんか。

○議長（景山 浩君） 建設課長、田子勝利君。

○建設課長（田子 勝利君） 建設課長でございます。老朽危険家屋の解体補助が受けれるのが１５０点という点数があるんですけども、それまでの間につきましては、住民からの御相談、通報によりまして、その所有者、管理者の方に連絡を取りまして、これまでも緊急安全措置ということで、必要最低限にはなりますけども、解体までをすとか、撤去になりますと解体したものを持っていくようになりますので大きな費用になりますけども、そういった対応をしております。今回の補正予算でもそういった内容で補正をお願いしてるところでございまして、そういった対応をしております。解体となりますと大きな費用が伴うんですけども、多く御相談のある場合は

そういった費用が一遍に用意できないということで、取りあえずの対応ということで、緊急安全措置ということで分割納付ということでの対応をしています。

また、建物ばかりではなくて、答弁ありました草木のほうの御相談も建設課のほうに来ます。その際は、所有者の方、連絡先を調べさせていただきまして、こういった話が来ていますということで管理のほうをしてくださいということで御連絡もしておるところでございます。実績としましてはどうもシルバーさんのほうに頼まれておったんですけども、そのシルバーさんの予定ですかね、ちょっとずれ込んだということでお隣の方が心配されてというようなことでの御相談だったりという具合になっております。建物ばかりではなくて、その土地、あるいは草木、庭木等につきましても御相談いただければ、その都度できる範囲のところで御連絡を取り、つないでいるというようなことでございます。現状はそういった対応をしているところでございます。

○議長（景山 浩君） 荊尾芳之君。

○議員（3番 荊尾 芳之君） そうしますと、南部町空き家等の適正管理に関する条例、それから、条例施行規則に基づいて、集落内で残念ながら空き家となった場合には建設課のほうに届け出るというのがまず最初の行動で、それについて町のほうはきちっとその調査はするという、確認ですがよろしゅうございますか。

○議長（景山 浩君） 建設課長、田子勝利君。

○建設課長（田子 勝利君） 建設課長でございます。これまでもそういったことで御連絡、御相談を受けておりまして、それで連絡が取れない方がなかったということですから、今後はちょっと分かりませんが、現状の経験の中からは連絡が取れると思っておりますので、ぜひといいますか、お困りになられましたら建設課のほうにという具合でお願いしたいと思っております。

○議長（景山 浩君） 荊尾芳之君。

○議員（3番 荊尾 芳之君） 分かりました。条例がちょっと大きなところの条例だなというふうに、施行規則は具体的なところですので、もう少し住民に優しい条例にしていくべきじゃないかなというふうにも感じましたけれども、今ある条例ですのでこれに基づいて住民と一緒に対応して、住みよい南部町ということで目指していきたいというふうに考えます。

以上で一般質問を終わります。

○議長（景山 浩君） 以上で、3番、荊尾芳之君の質問を終わります。

○議長（景山 浩君） ここでお昼の休憩に入ります。再開は午後1時といたします。

午前 11 時 32 分休憩

午後 1 時 00 分再開

○議長（景山 浩君） 会議を再開します。

8 番、三鴨義文君の質問を許します。

8 番、三鴨義文君。

○議員（8 番 三鴨 義文君） 8 番、三鴨義文です。私は、今回、保育園の統合計画について一般質問させていただきます。

通告しておりますように、本町では、さくら保育園とつくし保育園の 2 園の統合計画が検討されているところでありますが、先般 10 月 15 日に町行財政運営審議会から、2 園統合については民設民営を目指すことが適当であるという答申が出されました。私自身この問題について現状の把握が全くと言っていいほどできておりませんでしたので、もうここまで話が進んでいるのかとちょっと驚いたところです。

そこで、このことについて、保護者の皆さんや今後入園予定の皆さんには非常に関心が高いところだと思いますので、現在までの計画の検討状況や今後の進め方について伺いたいと思います。

次の 5 点を質問いたします。

- 1、統合計画の今後の年次計画を伺います。
- 2、統合計画では、現在の保育園の形態と規模はどう変わってくるのか、伺います。
- 3、行財政運営審議会の答申が出たところですが、どのような内容なのか、いま一度伺います。
- 4、建設用地はどのような要件を考えて選定されるのか、伺います。
- 5、現在勤務されている保育士さんの処遇はどのように考えておられるのか、伺います。

以上、5 点について壇上からの質問といたします。御答弁よろしくお願い申し上げます。

○議長（景山 浩君） 町長、陶山清孝君。

○町長（陶山 清孝君） 三鴨議員の御質問にお答えしてまいります。

まず、統合計画の今後の年次計画を伺うについてでございますが、令和 2 年 12 月議会で米澤議員への答弁で、令和 3 年度に基本計画、令和 4 年度に用地取得、詳細設計、令和 5 年度に新園建設、そして令和 6 年度に新こども園のオープンとお伝えしておりましたが、慎重に現在議論を重ねている結果、現時点では令和 4 年度に基本構想を策定し、場所の選定、用地取得に向けて検討していくこととしています。

次に、統合計画では、現在の保育園の形態と規模はどう変わってくるのかについてございま

すが、昨年子ども・子育て会議での議論では、さくら保育園とつくし保育園を統合して1園とし、新園の規模は120人程度が望ましいという結論に達しています。また、運営の形態につきましては、行財政運営審議会では、民設民営を目指すのが適当であると答申をいただいております。

次に、行財政運営審議会の答申内容の質問にお答えしてまいります。保育園の統合につきましては、本年2月26日に南部町立保育園の統合並びに整備、運営方法について当審議会に諮問させていただき、本年10月15日に答申をいただきました。審議会からは、南部町立保育園、これはつくし保育園とさくら保育園の2園統合に係る整備、運営方法について検討した結果、総合的に考えると民設民営を目指すのが適当であるとの答申をいただいたところでございます。その理由として、1、認可施設の利用認定、保育料については、制度上、公営、民営との違いはなく、利用者の影響がないこと、2、保育資格のため、柔軟な対応ができること、3、民設民営には、建設等整備費及び運営費に、国、県からの補助が入るため、町の財政負担が軽減されること、4、保育に係る町負担の収支が明確になること等、以上4点が大きな柱として答申をいただいております。

また、審議会からは附帯意見として、1、審議会は議論を通じ保育の制度について知り、保育の質の確保や保育料等への不安を解消することができた。今後利用者の理解を得るためには、制度を分かりやすく利用者等へ説明されたい。2、民に対する不安を解消するためには、民間の創意工夫を阻害しない範囲で町が保育に関与することが必要であるとともに、民間事業者が恒久的に事業継続できる方策について検討されたい。3、事業者選定に当たっては、保育内容の継続性及び現在働いておられる方の継続雇用なども考慮されたい。などの御意見を頂戴しています。このたびの保育園統合に係る諮問事項については4回の議論を重ねていただき、様々な視点から活発に審議していただいたと伺っています。町長としましては、この答申を真摯に受け止め、統合計画について審議会からいただいた意見を尊重しながら基本構想の策定を進め、議会にも御説明してまいりたいと考えています。特に、連携する民間事業者の選定は重要案件です。これまで指定管理をいただいた社会福祉法人伯耆の国を移管事業者として、事業の基本構想を策定してまいりたいと考えています。

次に、建設用地はどのような要件を考えて選定されるのかについてですが、子ども・子育て会議では、1、防災上、安心安全な場所、2、里地、里山を活用できる場所、3、交通の便がよい場所の要件が示されており、この条件も加味しつつ、道路や上下水道、電気などのインフラの整備に係る費用、農地転用、農振除外といった土地の要件も考慮した上で選定しなければならない

と考えています。

次に、現在勤務されている保育士さんの処遇はどのように考えているのかについてですが、現在つくし保育園、さくら保育園に勤務されている保育士の皆さんは、南部町という地域にも南部町の保育にもなじんでおられますので、御本人の意向に最大限配慮しながら継続して町内に勤務していただけるよう調整を図っていきたいと考えています。

以上、答弁といたします。

○議長（景山 浩君） 三鴨義文君の再質問を許します。

三鴨義文君。

○議員（8番 三鴨 義文君） 御答弁ありがとうございました。

今回、私、保育園についての質問をいたしましたけれども、私自身がこの保育園とか子育てについての知識もあまりなく、もう既に説明を受けたような質問をするかもしれませんが、どうぞよろしくお願いします。

それでは、まず、総合計画の進捗とか計画とかを聞く前に、これまでの経過をちょっと伺いたいと思います。まず、こういった計画をしようとか、こういうことが議論される元になったのは、何が原因で、いつ頃そういう話が始まったのか、そこらの経過を伺いたいと思います。

○議長（景山 浩君） 町長、陶山清孝君。

○町長（陶山 清孝君） 町長でございます。まず、園の環境改善に対して、毎年修繕等を行っていますけれども、その老朽化が課題になっていること、それから、最大には安全な保育園というのは絶対条件でございますので、この議会でも御審議いただきました、また一般質問でもありましたように、特につくし保育園が川のそばに建っていて、避難場所が近くにある農協の2階に避難するんだということが御議論もいただきました。そういう中で、まだ耐用年数はありますけれども、果たしてその場でこれから長寿命化をするのか、いや、それはなくて、次に他の保育園と合わせてもう少し安全な場所に造るのか、このような議論の中から今回の移管、そして合併という議論に進んだものという具合に考えています。

○議長（景山 浩君） 三鴨義文君。

○議員（8番 三鴨 義文君） 防災や老朽化、修繕の必要ですが、それも結構随分前からあった話じゃないかと思うんですが、こういう議論が始まったのはいつですか。

○議長（景山 浩君） 子育て支援課長、吾郷あきこ君。

○子育て支援課長（吾郷あきこ君） 子育て支援課長でございます。令和2年度から始まる子ども
・子育て支援事業計画の策定の段階で、統合について考えてみてはどうかという議論が出まして、

子ども・子育て支援事業計画の中にも保育園の在り方について今後協議をしていくといったようなことを記載をしております。

○議長（景山 浩君） 三鴨義文君。

○議員（8番 三鴨 義文君） 令和2年っていったら昨年度ですよ。そこで子ども・子育て会議の中での話が始まったということですが、その中でも、先ほど町長が言われました施設の老朽化だとか安全だとかっていうことは町側がお考えになったことだと思いますけど、子ども・子育て会議の中では、保護者さんなり皆さんが、今の施設ではいけんわいとか、そういった保護者の皆さんの声っていうのはどういうことだったのですか。

○議長（景山 浩君） 子育て支援課長、吾郷あきこ君。

○子育て支援課長（吾郷あきこ君） 子育て支援課長です。ちょっと先ほど私の申し上げ方が悪くて、令和2年度からの計画を立てるために平成31年に始まりまして、令和元年度中にそういった議論が、令和2年度からの計画に書かんといけんという話をしたのは令和元年度中のことでございます。

保護者の方の御意見といいますのは、老朽化あるいは不具合があるといったようなお話は随分前から出ていたと認識しています。

○議長（景山 浩君） 三鴨義文君。

○議員（8番 三鴨 義文君） 私の認識不足かしらんですけれども、その皆さん方からそういった今の施設だとか運営形態が悪いだとか、そういうようなことをおっしゃられたのかなというふうに思っておりまして、これは町側の提案で進められたんじゃないかなというふうに思ってしまうのですが、そこでばんばん保護者の方からとか利用される方のほうから望む声がどんどん出たならやっぱり早急にせないけんという気持ちにはなるんですが、修繕作業とか随分前からあったと思いますし、その盛り上がり方っていうのがちょっと何で今なのかなっていうふうに思ったもので聞いてみました。

子ども・子育て会議っていうのは、どういった方々がおられて、保護者さんっていうのは何人ぐらいおられるんですか。

○議長（景山 浩君） 子育て支援課長、吾郷あきこ君。

○子育て支援課長（吾郷あきこ君） 子育て支援課長でございます。子ども・子育て会議の構成につきましては、子供の保護者、それから子ども・子育て支援に関する事業に従事する人、それと子ども・子育て支援に関し学識経験のある人から成るようになっていきます。ちょっと計画を立てた段階と現在の状況とが少し保護者の数が違うんですけれども、今現在は保護者の代表としてつ

くし保育園からお一人、それからさくら保育園の保護者会からお一人、あと小学校の連合PTA会長さんに入っていただくようになっておりまして、保護者の代表は3名の方、それから、子ども・子育て支援に従事する人ということで、校長先生の代表であったり児童館長であったりそういった人が6名と、学識経験者ということで2名の方が参加してくださっています。以上です。

○議長（景山 浩君） 三鴨義文君。

○議員（8番 三鴨 義文君） 保護者関連の方が3名いらっしゃるという話でしたけれども、つくし保育園は川のそばで防災上危険度も高いというのは承知していますが、さくら保育園の場合は高台でありますし、防災の関係は考えにくいと思いますが、さくらの保護者さんなりがそんな危険性っていうか防災上も問題ないし、ここでもいいんじゃないかっていうような声はなかったですか、改修でいいのではっていう声は、どうですか。

○議長（景山 浩君） 子育て支援課長、吾郷あきこ君。

○子育て支援課長（吾郷あきこ君） 子育て支援課長でございます。検討に当たりましては、現地建て替えのパターンと、それから場所を変えるというパターンと、それぞれメリット、デメリットについて皆さんのほうから御意見を出していただくという形で議事を進めてまいりました。確かにさくら保育園の保護者の方からは、今の場所で防災上危険があるとは思っていないということもおっしゃっておられたと思います。

○議長（景山 浩君） 三鴨義文君。

○議員（8番 三鴨 義文君） 分かりました。さくらはさくらで防災上はないかしらんけれども、つくしのほうは危険度が高い、町のほうは修繕費もかさんでいく、老朽化が進んでいるので、両方の提案をして、どうしましょうかという議論をされて、今の計画が始まって、統合がいいじゃないかということに決まったという経過ですね。そこで行財政運営審議会に諮問された、こういう経過として理解していいですね。

○議長（景山 浩君） 子育て支援課長、吾郷あきこ君。

○子育て支援課長（吾郷あきこ君） 子育て支援課長でございます。子ども・子育て会議のほうでは、保育園の定員であったりとか保育の現在提供している内容であったりとかそういったお話はできますけれども、財政的な部分となりますとちょっと荷が重いということで、財政的な部分は行財政運営審議会のほうで御審議いただきたいということでお願いをしたようなことでございます。

○議長（景山 浩君） 三鴨義文君。

○議員（8番 三鴨 義文君） ありがとうございます、分かりました。

ちょっとひねた考え方ですけども、保護者の皆さんの声よりも行政側がこういうふうにした
いってという提案ではなかったのかと疑ったもので、やっぱりそういうどちらがいいですかとい
う検討をされたっていうことでちょっと安心しました。そういうプロセスで決まってきたという
ことで分かりました。

それでは、質問しておりました1番目の統合計画の今後の年次計画についてお聞きしたいと思
います。年次計画お聞きしましたが、令和3年度に基本設計の計画だったけれども令和4年度に
ずれ込んだということですが、その先は、令和4年度からの計画は従来どおりの形でずれ込むと
いうことはないのでしょうか。

○議長（景山 浩君） 町長、陶山清孝君。

○町長（陶山 清孝君） 町長でございます。令和6年度にオープンということについては、これ
までもここで私の任期中という意味合いも含めてそのように申し上げてきましたけれども、これ
からのいよいよ本格的に場所の選定であったり、それから、現実的には受けていただくかどうか
というこれからのお話、伯耆の国の条件等の議論もこれが一番大事なところだろうと思っています。
そういうことも加味しながらこれからスタートしていきますので、基本計画どういう構想の
ものをつくっていくのかということが令和4年度中にはしなくちゃいけませんけども、その工程
からいくと6年というのは少し厳しいなという具合な感覚を持っています。4年の計画を見なが
ら、改めて全体いつ完成してどのように移管しオープンにこぎ着けていくのかというようなこと
は、もうしばらく議論の時間をいただきたいと思います。

○議長（景山 浩君） 三鴨義文君。

○議員（8番 三鴨 義文君） 確定的ではないけれども様子見てやるということだったと思いま
す。今町長の口から伯耆の国との調整という言葉が出たんですが、町長としてはもうこの今まで
の議論で子ども・子育て会議の2園統合、それから審議会の答申が民設民営と出てますが、もう
町長の気持ち、決意決定は、もうその方向でいくっていうのは決定しておるところですか。

○議長（景山 浩君） 町長、陶山清孝君。

○町長（陶山 清孝君） 町長でございます。決定は今議会で三鴨議員にこのような御質問の機会
をいただきましたので、町長としてこの一番重要なところをオブラートに包んだようなことをし
てはいけませんので、伯耆の国さんの指名指定10年の実績を考えた上で、この伯耆の国を差し
置いて他の民間企業も一緒にしながら競争して選定をするだとか、そういうことには値しないだ
ろうと思っています。したがって、明らかに伯耆の国と今後交渉をさせていただきたい、このよ
うに思っておるところです。

○議長（景山 浩君） 三鴨義文君。

○議員（８番 三鴨 義文君） どうやって選定されるんかって聞かかと思ったんですけど、もう答えを言ってもらったのでそれは伺いましたが、今のスケジュールの中で保護者の皆さんとかそういうところから、関係の皆さんから御意見をいただくような機会はどこかあるんですか。

○議長（景山 浩君） 子育て支援課長、吾郷あきこ君。

○子育て支援課長（吾郷あきこ君） 子育て支援課長でございます。方針が明らかとなりましたので、保護者の皆様に町の考えを御説明をして御意見をいただく機会を設けたいと考えております。

○議長（景山 浩君） 三鴨義文君。

○議員（８番 三鴨 義文君） もちろん保護者の皆さんには御説明せないけんと思いますけれど、そのタイミングが図面が出来上がってからだとかそういうことではもう遅いんじゃないかと思って、ぜひ早く今の考え方を計画をお知らせして御意見を伺ったほうがいいんじゃないかと思うんですが、今のところそういうことを聞こうということでしたらどの辺りをお考えですか。

○議長（景山 浩君） 副町長、土江一史君。

○副町長（土江 一史君） 副町長でございます。今回の補正予算でもお願いしておりますけれども、基本構想を令和４年度につくるに向けて、検討の会議をつくって、その中で大きな構想、中身を少しずつ詰めていきたいと思っております。基本構想ができました段階で、やっぱりパブリックコメントというような形で広く意見を聞く必要があると思っておりますけれども、その基本構想をつくる中で、これはもっと関係の深い保護者さんとかそういったところの意見をアンケートとかそういったような形で求めるような形をしたいと思っております。

○議長（景山 浩君） 三鴨義文君。

○議員（８番 三鴨 義文君） 今、副町長のほうからいろんな御意見の吸い上げ方お聞きしましたが、今回補正で出ております保育園のあり方検討会ですか、これで最終的には協議もしていくってことですか。

○議長（景山 浩君） 副町長、土江一史君。

○副町長（土江 一史君） やっぱり例えば建設の場所をどこにするとかそういったものも全く白紙の状態で町民の皆さんに意見を聞いてもなかなかまとまらないところがあると思います。そういった構想をまとめる中で、検討会の中で意見を聞いて構想をつくっていただき、それから今度は議会の皆様方とも御相談して、町の決定というふうな手続を踏んでまいりたいと思っております。

○議長（景山 浩君） 三鴨義文君。

○議員（８番 三鴨 義文君） その都度都度皆さんにお知らせしてあげていただきたいというふうに思っていますので、よろしくお願いします。

次が、統合計画では現在の保育園の形態と規模はどう変わってくるのかというところですが、行財政運営審議会の答申は民設民営が望ましいと言われておりますが、ちょっとこれも遡る話と考察するんですが、既にできております法勝寺の認定こども園すみれは町設町営、公設公営ですよ。今回２園統合しようという新こども園は民設民営、これは何で前回は公設公営で選択されて、どう変わったんでしょうか。

○議長（景山 浩君） 子育て支援課長、吾郷あきこ君。

○子育て支援課長（吾郷あきこ君） 子育て支援課長でございます。前回、すみれこども園を建築したのが平成２６年度のことでありまして、その前につくしとさくらの公設民営化が平成２４年からでしたので、その時点ですみれこども園も民間の力ということは検討していなかったということと、当時は、今はないんですけれども、緑の再生プロジェクトという大きな補助金がありましたので、そちらの補助金を使って保育園の建て替えを行いました。以上です。

○議長（景山 浩君） 三鴨義文君。

○議員（８番 三鴨 義文君） 私、知識がない中で単純に考えるんですが、今回民設民営がええっていうのは、建設費もプランニングも持ち出しが少ない、町の財政負担が少ないのでこれがええと、保育の質も変わらない、何も変わらないということで民設民営だったと思うんですが、その当時も、じゃあ公設民営であり民設民営であり、何でそのときにもそういう経営の費用が少なくて済む方式とか建設時のこととか、何でそのときは考えられなかったのかなと単純に思うのですが。

○議長（景山 浩君） 町長、陶山清孝君。

○町長（陶山 清孝君） 町長でございます。決して考えなかったということではなくて、考えていましたのは、全てを民営化するのは危険だろうということです。公設はやはり必要ですし、民間も必要だ、その中でお互いがいいところを伸ばし合いながら進んでいくということがありました。さらには、すみれ保育園の中でそれを民間園とする、指定運営していくということも１つは選定の中にあつたという具合に思います。しかし、現在あるような形に至ったのは、その当時からのその流れを、すみれを民間園にはしないと、するには少し無理があるというそれまでの経過があつて、その流れの中で今言いました補助金を使った最後の保育園として造つたということになろうと思っています。

つくしとさくらについてはその前から公設民営としてやってきましたので、その地域の事情や、

それから地域の皆さんとのこれまでの１０年間の実績というものに対しての安心感であったり経験であったりつながりであったり、そういうものの中でスムーズに移行できるのではないかと、このように感じているところです。

ただ、民間に対しての審議会の答申にもありますように、民間になったらお金が高くなるじゃないかとか、民間になったら何か違った保育園になるじゃないかというような不安な気持ちというのは審議委員さんもお持ちだったということです。この辺りのところについては現在の保育園の制度についての丁寧な説明が必要だという具合に言われてますので、私も、それから職員共々この辺りのところについては審議会の答申に従いまして丁寧に説明していかなきゃいけないと、このように思っています。

○議長（景山 浩君） 三鴨義文君。

○議員（８番 三鴨 義文君） 民設民営は危険だろうという単語がちょっと気になりましたけども、その当時にはそういう安全なっていうかちょっと冒険的なところは避けて手堅くみたいな感じに取ろうと思います。

それと、民設民営のメリットとして、何ら保育の質も変わらないし公設公営と変わらないということが言われておりますけれども、一方では民間のメリット、デメリットのときに、民間のメリットとしては自由な運営で、時間延長や特色のある教育というのがあります。こういった民間独自の自由度を使われて、独自のプランや企画をされたときに、今ある公設公営の施設と、すみれ園と差が起きてしまうんじゃないかっていう気がするんですが、一方では保護者の御希望どおりこういうこともできますよ、ですが、町のほうではできませんみたいなことがあったら、それは民営のメリットかもしれませんが、そういう差がつくのはどうかなと思うんですが、どうですか。

○議長（景山 浩君） 子育て支援課長、吾郷あきこ君。

○子育て支援課長（吾郷あきこ君） 子育て支援課長でございます。今現在も公設民営園２園と公設公営園２園でやっておりますが、つくしとさくらの公設民営園のほうにつきましては、開始時間が３０分早かったり、終わる時間が３０分延長ができたりといったようなことがありますので、勤務の都合でそちらを希望される方もありますので、皆さんのニーズに合ったような形で保育の提供ができていければいいなというふうに考えております。

○議長（景山 浩君） 三鴨義文君。

○議員（８番 三鴨 義文君） なるほど、利用者の皆さんが望まれるほうに行かれればいいんじゃないかっていう選択なわけですね。じゃあ、一緒じゃないといけんっていうことはないわけで

すね。皆さんの御期待に応えられる園に行ってくださいという説明だったと思います。

でも、あまりに民営さんがカラーを出し過ぎて、町の思いと違うようなことが起こったときに、その調整機能っていうか、町側の指導とまでは言わんですけど協議して、この程度とか、こういうやり方に変えてくれんかとか、そういうような介入する権限ちゅうのはあるんですか。

○議長（景山 浩君） 町長、陶山清孝君。

○町長（陶山 清孝君） 町長でございます。民間園は多くは第三者評価といいまして、利用者や関係機関の評価を1年間に1回、その事業事業についての評価を受けるようになっております。これは選択制になってて、そういう評価機関を設けると交付されるお金が上がるということで、民間園はほぼ全園がそういうことを取り組んでると思います。そういう面で、公設も見習わないけんところもあると思うんです、そういう面ではですね。行事の評価を一般の皆さんに評価していただくというような機会はなかなかないわけですし、そういうことの評価も取り組まなくちゃいけませんし、これまで小学校上がると小1ギャップというような問題もありますので、教育委員会との連携といいますのは、これまでどおり、さらにはこれまで以上に連携を密にする必要もあらうと思っています。そういうことからいって、全く手放しで南部町が、または南部町教育委員会が独自の保育園をどうぞということにはならないと思っています。それに対してはしっかりとこれからも連携をしながら、南部町の子供たちを健やかに育てなくちゃいけないわけですから、協力、連携しながらやっていくということに変わりないと思っています。

○議長（景山 浩君） 三鴨義文君。

○議員（8番 三鴨 義文君） 連携いただいて、協議をされて、進めていただきたいというふうに思います。

あと、規模のことでちょっとお聞きしておきたいんですが、現状の定数、定数ですね、定員を見ますと、さくらが60人規模、つくしが120人、合計180人の定数、収容人数っていうんですか、可能だよっていう数字があるんですが、180人定員ですが、今通っておられる園児数を見ますと、さくらが62人、つくしが88人、合計150人となっています。定員180人で通園が150となっているのが現状ですが、新こども園を造られる規模は120人というふうに答弁されましたが、これ150人通ってる子供さん、入らないんじゃないかなと思ってしまうんですが、その辺、教えてください。

○議長（景山 浩君） 子育て支援課長、吾郷あきこ君。

○子育て支援課長（吾郷あきこ君） 子育て支援課長でございます。さくら保育園の定員は90名、つくし保育園の定員が120名ですので、2園合わせて210名の定員があります。今現在通

ている子供たちは、12月時点の数字になりますが、つくし保育園は90人、さくら保育園は62人の子供が通っています。ただ、統合するのは少し先の話になりますので、近年の状況を見ますと出生数は50前後で推移をしております。実際に保育園に通われるのはゼロ歳といいますけれども、4月1日時点でゼロ歳なので、その年度中に1歳になる子供がゼロ歳児クラスとっていただければいいと思うんですが、ゼロ、1、2、3、4、5で300人くらいになっていくのではないかなというふうに推測をしております。今現在、子ども・子育て支援事業計画の中では、425という定員を確保しているんですけれども、今年度の当初時点の段階で、保育の認定をした子供たちっていうのが334人です。ですので、定員を90ぐらい減らしても、今年度の子供たちも収めることができるというふうに考えています。少し年齢の大きい4歳、5歳ぐらいの子供たちの収まりが悪くなるんですけれども、定員の1割超までは増やして入所が認められておりますので、現場の負担は少し増えるかもしれませんが、将来的なことを考えて、定員のほうは設定をしていきたいというふうに考えています。

○議長（景山 浩君） 副町長、土江一史君。

○副町長（土江 一史君） 副町長でございます。今、子ども・子育て会議のほうで120人ぐらいが適正な規模だろうということで、そういった意見をいただいているところです。ただ、これは今後、民間ということで伯耆の国という名前が出ましたけども、経営という面でそちらのほうとも協議が必要だと思いますし、また町の施策としてどういった規模がいいのかというのは、今後のあり方の検討会、そういった中でも町の考えとかも出しながら、意見を交わして、適正な規模というものを考えていきたいと思っております。

○議長（景山 浩君） 三鴨義文君。

○議員（8番 三鴨 義文君） 失礼しました。規模をちょっと私の見た数字と違ってたようでして、さくらの定員が90人で、つくしが120人で、合計210人のところを何人だ言われたか、今入っておられるのがそのうちで。

○議長（景山 浩君） 子育て支援課長、吾郷あきこ君。

○子育て支援課長（吾郷あきこ君） 子育て支援課長です。12月時点ですけれども、つくし保育園のほうで90名、それから、さくら保育園のほうで62名の利用があります。以上です。

○議長（景山 浩君） 三鴨義文君。

○議員（8番 三鴨 義文君） 将来の人口推移を見ながらということで、120人定員の施設にしたいと考えているということでしたが、私、その辺のあやがよう分からんのですけど、150人今通っておられて120人規模って、30人の方はその年齢とかで振り分けるのかなみたいな、

ちょっと分かったような分からん、私の理解。結局は何歳児だったら何人に保育士さんが何人というところがあって、組み合わせると可能だということだと理解するのかなと思ったんですが。定員オーバーしてもいいみたいなこともおっしゃったんですが、その辺のあやをちょっともう一回、全く30人があぶれえじゃないかって単純に思ってしまうんですが。

○議長（景山 浩君） 子育て支援課長、吾郷あきこ君。

○子育て支援課長（吾郷あきこ君） 子育て支援課長でございます。今現在、すぐに120人にしようと思ふれる子供さんっていうのは出てしまうんですけれども、あくまでも希望の数字で120人ですけれども、にした場合にも、計画の中で子供の利用の見込み、どれぐらいのニーズがあるかなっていう見込みもしているんですけれども、令和5年度で利用の見込みとしては全町で322人。それから、令和6年になると314人になっていくのではないかと、毎年50人前後しか子供が生まれておりませんので、少しずつ子供は減っていくのではないかと、この見込みをしております。ということで、令和6年、7年ぐらいのあたりになれば定員を90減らしても子供は全て収めることができるのではないかと、今のところ計算をしております。

○議長（景山 浩君） 三鴨義文君。

○議員（8番 三鴨 義文君） 施設規模の今の考えが120人ということですので、心配するのは保育士さんの過剰負担になったり、待機児童が出たり、もういっぱいですみたいなことがないような、計画、完成時点からそういうことがあってはならないと思いますので、ぜひその辺をお考えの上で進めていただきたいと思います。

行財政審議会の答申のことをお聞きしました。細かく町長のほうから答申の内容や附帯意見についても話していただきましたが、附帯意見のところ、各委員さん、審議会のほうから出された附帯意見を、じゃあ、3点あったと思いますが、このことはこうしていくつもりだとかっていうような方向性をお持ちでしたら聞かせていただけないですか。

○議長（景山 浩君） 町長、陶山清孝君。

○町長（陶山 清孝君） 町長でございます。まず、1点目にありました民間になることに対する不安というものに対する解消といいますのは、早急に対応していかなくちゃいけないと思ってます。今、全国の中で保育制度というのはどうなってるのかということを中心に保護者の皆さんにお知らせすることがまず第一だろうと思っています。その中で、保育料に対する不安であったり、それから、制度が、先ほど議員が言われたように、大きく変わって、じゃないかというような不安を払拭したいとこのように思っています。

○議長（景山 浩君） 三鴨義文君。

○議員（８番 三鴨 義文君） 答申の中で附帯意見としてされた３点について、しっかり審議していただきました委員の皆さんの意を酌めるように、これからも初めての民設民営ですので、心配されませんような形で説明をしていただきたいというふうに思っております。

あと、４番目に質問いたしました建設用地はどのような要件を考慮して選定されるのかという点ですが、この用地の選定というのは、どこが選定、検討されるのでしょうか。こういった組織でされるんですか。

○議長（景山 浩君） 副町長、土江一史君。

○副町長（土江 一史君） 副町長でございます。用地につきましては、今の考えでは、あり方検討会の中でもんでいただきたいと思ってるんですけども、その前に、役場の中の関係の中で、幾つか適地であろうという候補を出して、それを基に検討委員さんの中で絞っていただいて、そういうようなことを、そういった進め方でやりたいと思っております。

○議長（景山 浩君） 三鴨義文君。

○議員（８番 三鴨 義文君） 私、この用地の選定が一番難しいんだろうなと思っております、保護者の皆さんそれぞれ思いがあるんでしょうし、遠くなって不便になったとか、いろんなことを思われると思うんです。ですので、そういったことで真っさらからどこにしようっていうんじゃまとりませんから、副町長言われたようなプランでいいかと思うんですが、やっぱりその通勤途上っていうんですかね、交通の便がええところを、大回りして勤めに行くっていうよりは、できるだけその近くに通勤経路があるっていうのが皆さん利便上いいんじゃないかと思ひますんで、そういうことがまず考えてもらって、協議いただきたいというふうには思います。ただ、私の思いが一つありまして、通勤もそうですけれども、言っているのか、私の思いとしてですが、今現在、法勝寺地区にすみれ認定こども園ができています。そうすれば今度統合するつくしとさくらであれば、この統合した新施設が、できれば会見地区側に設置してほしいなっていう、私個人の思いがありまして、これから検討される委員さんもそういうことは思わずに検討していただきたいと思うんですが、これは私の思いでありますので、頭に置いてくださいとまで言いませんが、独り言のように言っておきたいと思ひます。

それから次が、勤務されている保育士さんの処遇のことをお聞きしました。これもちょっと調べてみたら、町長の答弁の中では継続雇用ということがありましたが、現状の職員数をちょっと見てみますと、パートさんを含めた町営のすみれが３０人、さくらとつくしを合わせると５０人となっています。どちらも１２０人定員を、すみれも１２０人、新こども園も１２０人の定員だと思ひていますが、これすみれさんが３０人で運営されているのであれば、新しいこども園

もせいぜい30人プラスアルファだろうかなと思いますが、實際上2園を足すと50人の方がお勤めになっておりますが、そうすると単純に考えると、片や30人で運営、片や50人、余剰が出るんじゃないか、全員を継続雇用できるんかいなっていう疑問を抱くんですが、どうでしょうか。

○議長（景山 浩君） 子育て支援課長、吾郷あきこ君。

○子育て支援課長（吾郷あきこ君） 子育て支援課長でございます。つくしとさくらを合わせて50人という数字は、ちょっとうちのほうでは把握していない数字なものでして、子育て支援課のほうで把握しておりますつくしとさくらの職員さんっていうのは合計で29人と、恐らく議員が言われるのには短時間のパートさんも含めての数字だというふうに考えています。短時間のパートさんについては、園の規模が少し小さくなると、朝晩のパートさんであったり、そういった短時間勤務の方っていうのが余剰が出てしまう可能性はありますけれども、年齢が少しずつ大きくなれるということもありますし、何とか町のほうに勤めていただくとか、方策を考えたいと思います。

○議長（景山 浩君） 三鴨義文君。

○議員（8番 三鴨 義文君） 課長の言われるとおりです。すみれのパートさんが21、ひまわりのパートさんが16を加えておりますので、大きい数字になろうかと思いますが、先ほど課長が言われたように、できるだけ余剰にならないようにということです。細かくは追求しませんが、ぜひ町長がおっしゃられたように、継続雇用を実現していただきたいというふうに思います。

それと、ちょっと思いましたのが、2園を1園にまとめるということは、保育士さんとかパートさんとかっていうのはそういう調整が可能でしょうが、2人おられた園長さんが、1園にすれば1人になる、役職上。それから、調理員さん、こういう方も今まで1園には何人おられたっていうのちょっと把握できてませんけど、2園だったらそういう調理員さんは従来どおりの人数でいかなくてもいいんじゃないかっていうような、そこら辺で削減されざるを得ない役職や雇用者っていうのがあると思うんですが、その辺も調整可能ですか。

○議長（景山 浩君） 子育て支援課長、吾郷あきこ君。

○子育て支援課長（吾郷あきこ君） 子育て支援課長でございます。御本人の希望が最も大切なことだと思いますけれども、法人内にはほかの事業も抱えておられますので、御希望があれば法人内の別の事業所でお勤めいただくといったようなことも可能になるのではないかと推測しますが、なるべく御本人の御希望に添えるように調整をしていきたいというふうに考えています。

○議長（景山 浩君） 三鴨義文君。

○議員（8番 三鴨 義文君） 調整するということですので、特に今、統合によって降格や削減やということで、おりたかったのになってという人がないように、皆さん今までの雇用条件を十分考えてもらって、継続雇用を町長が言われたような形でぜひお願いしたいと思います。

それから、行財政運営審議会の資料の中ちょっと見ておりましたら、毎年の運営経費が、町の持ち出し分がどうなっていくのかなってということで見ておりましたら、資料の中で、大体1年間で1,000万程度安く上がるっていう試算の表があったんですが、その辺は運営経費1,000万下がる、今より。これは本当でしょうか。私の見方が違いますか。

○議長（景山 浩君） 副町長、土江一史君。

○副町長（土江 一史君） 副町長でございます。行財政運営審議会のほうに出しました資料なんですけれども、まだ建設の規模も、それから、こういった運営の形態になるのかっていうのも分からないという中で数字を出すのはいかがなものかということで御説明させていただいたんですけれども、大まかな傾向でも分かるように出していただかないと、行財政運営審議会としてもなかなか議論のしようがないということがございまして、ちょっと中身の数字っていうのは、いろんな前提を持ってつくっておりますので、今の資料だと大体1億ぐらいの年間、違いになっておりますけれども、その数字は、何ていいますかね、はっきりしたものではないということをもまず事前に御了解いただきたいと思います。大きな違いとしましては、建設費に係る償還、公設公営でやった場合には、建設費を起債をして後年度に償還していくと、そういったふうになりますし、民間でやられる場合には、民間で最初に借入れをして、それから毎年返していかれると、そういったところでの返していかれるということになると思います。その建設費のところ、民設民営の場合では国や県から補助金が出ますけれども、公設公営の場合には出ないと。ありますのは起債という形で、それを後で交付税を措置されるというものがございまして、公設公営の場合には、交付税のほうに、基準があって算定をされるということになっております。民設民営の場合には、公定価格ってということで、その保育園の人数だとか、それから、何歳を受け入れてるとか、それから、職員の体制とか、そういったものを基に国のほうで計算された金額が直接保育園のほうに行くようになっております。その保育園に行く交付金の中に、町からの負担も入っております。これが公設公営と民設民営のそもそもの仕組みの違いになってきております。それを現在、指定管理に出しておりますので、指定管理にかかっている経費と、国の公定価格等を試算してやった場合の町の負担を比較した場合にそういった数字が出たと、そういったこととでございます。

○議長（景山 浩君） 三鴨義文君。

○議員（8番 三鴨 義文君） 分かりました。すみません、私、この表を見ながら桁が一つ違っておりました。1億ですね、1,000万言いましたが1億程度の差が出る。額は置いときまして、私が思ったのは、今までは全て公設公営でやってきたところが、民設民営になれば職員さんは事業所の社員さんという形でなると思うんですが、そこでまた町営の職員さんと、民営化されたときに社員さんでされる同じ保育士さんでも、やっぱり差が出てしまうんじゃないかという気がして、やっぱりそういう余剰金、町のほうが財政上幾らかでも運営が安くできるようであったら、その辺の格差是正に少しでも回して、町営の職員さんも民設民営の職員さんも、ある程度近づけるなり改善したらどうかなというふうに思ったんですが、そういうことに活用するようなことはお考えはどうですか。

○議長（景山 浩君） 町長、陶山清孝君。

○町長（陶山 清孝君） 町長でございます。民営化したために1億円から町が金をもうけるっていう数字にそこはなっていますけれども、決してそういうシンプルなものではないと思います。しかし、行財政運営審議会にお諮りしたとおり、少なくとも数千万円の、私の数字の中では3,000万円ぐらいの差は出てくるんじゃないかと思っていますので、その中で、これからの保育の運営に対する御支援というものは考えていかなくちゃいけないだろうなと思っています。今のこの時点で、どれだけの支援ができるのかだとか、保育士の給与を一本化するだとか、こういうことはなかなか申し上げられませんし、非常に難しい問題があると思っています。したがって、相差が生じた部分のところは皆さんの中では明らかにしながら、それをどう使っていくのか。子供のために使い続けてきたお金ですので、当然その原資というのは子育てのために運営していくということに、私の今の気持ちはそういう気持ちであります。

○議長（景山 浩君） 三鴨義文君。

○議員（8番 三鴨 義文君） 町長ありがとうございました。格差解消とか平等にとここどこか言いませんけれども、そういうお気持ちを聞かせてもらって、ちょっと安心しました。ぜひ御検討をお願いします。

最後になりますが、午前中の議論でもありましたけれども、南部町は子育てが充実していて住みたいという町だというふうにおっしゃられる方がたくさんおられます。移住しようとされている方もそうですし、午前中、町長が言われました、やっぱり勤めは米子で、子供さんは南部町で育てるっていうのが私、人口増の一つにも、子育てしやすい南部町っていうのがやっぱり売だろうというふうに思いますが、ただ、私それを聞いたときに、南部町はここがいいです、よそと

違いますというのが即答できませんでした。そこで教えていただきたいんですが、担当課のほうに聞いたほうがいいのか、町長が御存じなのか、これが売りでここが違って、目玉がここで、南部町は子育てしやすい町ですよってという答えを私でも答えるには、どこを言ったらいいでしょうか。

○議長（景山 浩君） 町長、陶山清孝君。

○町長（陶山 清孝君） 町長でございます。住まいであったり、それから暮らし方であったり、さらには子供たちが育つ上での支援という中で、これまでも各年代層にわたって支援を切れ目なくやる、ソフト事業でいえばネウボラ事業としてこれまでもやってまいりました。目に見えるところは、よく皆さんに言われるのは、今、アパートがありますけども、アパートに対しても子供さんがおられると支援をしています。そういうことがあって、アパートができてすぐにはいになるという現状も確かに今あります。しかし、これは一面であって、生まれたときから安心して産前産後をサポートするような体制や、子供たちが小さなうちから、それから小学校に行って、そして中学校に行く、その長いスパンの中で、いろいろな面で子育てと教育委員会が一緒になってサポートをしているところがございます。詳しく一点一点私もここで宙では申し上げられませんが、そういうところというのは、実際に受けてる方にとってはそれが当たり前なわけでして、実感としてはないと思いますけれども、お金の面がやたらと注目されがちですが、たくさんの人たちがそういうサポートに当たっているということが、私は南部町の特徴であり、子育ての自慢できるところだろうと、こう思っているところです。

○議長（景山 浩君） 三鴨義文君。

○議員（8番 三鴨 義文君） ありがとうございます。私も勉強して、即答できるようにしたいと思っております。

いろいろ単純な分かったような話、質問しましたけれども、ぜひここまでの議論を重ねてこられたのですから、その都度保護者の皆さんにこういうことだからと説明いただきまして、安全で安心な子育て環境、子育てのしやすいまち南部町と言われるように、これからも充実した子育て環境をよろしく願いして、私の質問を終わります。ありがとうございます。

○議長（景山 浩君） 以上で、8番、三鴨義文君の質問を終わります。

○議長（景山 浩君） ここで休憩します。再開は2時25分といたします。

午後2時09分休憩

午後 2 時 2 5 分再開

○議長（景山 浩君） 会議を再開します。

続いて、9 番、仲田司朗君の質問を許します。

9 番、仲田司朗君。

○議員（9 番 仲田 司朗君） 9 番、仲田司朗でございます。議長のお許しを得ましたので、通告どおり 2 点について質問させていただきます。

まず一つは、地域……。

○議長（景山 浩君） 仲田さん、マスク。

○議員（9 番 仲田 司朗君） まず一つは、地域防犯対策についてであります。近年、全国的に公共施設内での駐車場や集落内で窃盗事案や器物損壊事案が発生したことをマスメディア等で多く取り上げていますが、我が南部町でもこのようなことが連続して発生したことで、改めて家庭での玄関の戸締まりや自動車内に貴重品を置かないこと、また、町民の皆さんに防犯教育の普及啓発、啓蒙が叫ばれているのではないかと考え、ハード面、ソフト面に対してお尋ねするものでございます。

そこで一つ、町内での今年の犯罪事案件数を教えてください。2 つ目、その事案について、その後の対応をどうしているのか。3 番目、防犯教育をどのようにしているのか。特に学校の取組は、あるいは地域の取組は。4 番目、公共施設内に防犯カメラの設置はできないか。

以上、4 点について壇上からの質問といたします。

続きまして、農業用ため池の防災対策についてであります。ため池の水は古くから農業の貴重な水源としてだけでなく、防火用水など地域用水としても活用されている地域にとって大切なものです。近年、日本の雨の降り方に変化が現れています。1 年間で雨の降る日は減ってきている一方、大雨の日が増えてきており、その原因として地球温暖化による気候変動が影響している可能性があると考えられています。このような雨の降り方の変化は、ため池にとっても洪水や渇水の被害を受けやすくなるリスクを高めております。そのような状況の中で、施設の改修や管理の見直しなどを行っていくことも必要となってきます。

一つ、このコロナ禍の中で米価が急激に値下がりし、農業収入が落ち込んでいる状況下で、ため池の改修工事に多額の受益者負担金がかかり、工事を断念する受益者が多数おられるのではないかと。老朽ため池の維持管理の現状を伺いたいと思います。

2 つ目、ため池の工事費が多額になると同時に、工事材料の高騰もあり、現行の補助率で受益者負担金を支払うことはできにくくなっていると思うので、負担率を変更して受益者の負担軽減

はできないかということでございます。

3 番目、ため池を国土強靱化事業の地域計画に組み込んでいただき、消防防災施設整備補助事業として補助の上乗せができないかお尋ねするものでございます。

以上、3 点について壇上からの質問といたします。よろしくお願いします。

○議長（景山 浩君） 町長、陶山清孝君。

○町長（陶山 清孝君） それでは、仲田議員の御質問にお答えします。

まず、今年の犯罪案件数とのことですが、令和3年10月末現在、鳥取県警察が公表しています暫定値で、町内において暴行、傷害、脅迫、恐喝等の粗暴犯と言われるものが5件、空き巣、万引き等の窃盗犯が7件、詐欺、横領、偽造等の知能犯が1件、その他4件ということでございます。10月に発生しました車上荒らしの事案につきましては、発生直後に警察と連携し、町では防災無線を2回流し、注意喚起を行っております。

次に、防犯教育をどのようにしてるのかということでございますが、この点につきましては教育委員会のほうから御説明させていただきます。

次に、公共施設内に防犯カメラの設置という御質問をいただいております。町内での軽犯罪等への発生防止や事後の検証へのニーズから、防犯カメラ等の設置の必要性を感じています。現に警察からは、防犯カメラの有無や映像の提供などの協力などを求められることがございます。そこで、今年度、役場3施設、法勝寺庁舎、屋内外計3か所、天萬庁舎、屋内外4か所、健康管理センターすこやか、屋内外2か所の防犯カメラを設置するために契約事務を進めてるところでございます。

次に、農業用ため池の防災対策について御質問を頂戴しました。

初めに、コロナ禍の中で米価が急激に値下がりし、農業収入が落ち込んでる状況下で、ため池の改修工事に多額の受益者負担がかかり、工事を断念する受益者がおられるのではないかと御質問をいただいています。町内には145か所の農業用ため池があり、そのほとんどが築造から優に100年を超えるものばかりだと思います。国は、平成30年7月豪雨を踏まえ防災重点ため池の新基準を設定し、令和元年5月までに防災重点ため池の再選定を行い、令和2年10月には今後の防災工事等を計画するための特別措置法を制定いたしました。本町では、56か所の防災重点ため池があり、現在県が調査を行っているところですが、現時点で何らかの整備が必要と思われるため池が38か所あると聞いています。整備実施に当たっては、その調査結果を考慮し、老朽化の状況、豪雨、地震に対する安全度、漏水の有無等を総合的に判断し、令和12年度までの整備計画を県と取り組んでまいります。なお、議員御質問のコロナ禍で米価下落の影響に

より多額の受益者負担のため工事を断念する受益者がおられるのではないかとありますが、本町においてはそのような事案はございません。

次に、ため池の工事費が多大になると同時に、工事材料の高騰もあり、現行の補助率で受益者負担を支払うことができにくくなっていると思うので、負担率を変更して受益者の負担軽減ができないかについてお答えいたします。ため池整備の補助事業は、対策別事業規模、事業内容などにより複数の事業メニューがあり、それぞれに補助率が決められ、地元負担率も異なります。ため池整備も含め、農地、農業用施設の整備を行う場合、一定の受益者負担が発生することについては御理解いただきますようお願いいたします。

教育関係の防犯教育につきましては、教育長のほうから答弁をさせます。

地域の取組につきましてですので、私から地域の取組について御説明いたします。地域の取組でございます。防犯教育などの地域の取組でございますが、7つの地域振興協議会が中心となり、子ども育成会と連携し、専門部会やボランティアの協力をいただきながら、各地区で防犯の取組をなされています。主には平日の下校時に協議会に配置しております公用車を利用しての防犯パトロール、小・中学校の夏休みに合わせての夜間パトロールが実施されています。また、青色防犯パトロールを実施している協議会では、年に1回、講師に米子警察署員を招き、防犯パトロールを実施する上での注意事項等をはじめ、近年の詐欺行為の事例について講習会を開催しており、定期的に住民の皆様にご注意喚起がなされているところでございます。

以上、答弁いたします。

もう1点ございました。農業用ため池の防災対策についての3番目、ため池の国土強靱化事業の地域計画に組み込んでいただき、消防防災整備補助事業として補助の上乗せはできないかの御質問が抜けておりました。答弁いたします。

国土強靱化事業は、様々な省庁が計画する57の補助金や交付金などがあり、ため池に関する強靱化事業は農林水産省が計画する事業となっており、農村地域防災減災事業で地震や集中豪雨等による災害の防止に対する総合的な対策での支援事業でございます。議員御指摘の消防防災施設整備補助事業は、総務省が事業計画をし、地方公共団体の整備する消防防災施設、これは耐震性貯水槽や地域防災拠点、備蓄倉庫などが該当しますが、これに対する支援であるため、その目的に合わないことから補助の上乗せはできないことを御承知いただきたいと思います。

失礼しました。以上、答弁とします。

○議長（景山 浩君） 教育長、福田範史君。

○教育長（福田 範史君） それでは、仲田議員の学校における防災教育をどのようにしているの

かの御質問にお答えしてまいります。

まず、学校においては、発達段階に応じて防犯教育を行っているところです。小学校では、校舎内に不審者が侵入したことを想定した避難訓練を行い、児童は緊急時に取るべき対応等について学びます。また、中学校では、ＳＮＳ等で知り合った相手から実際に呼び出された際、どうすればよいかなど、インターネットを介して起こる問題を未然に防ぐための安全教室を開き、生徒はトラブルや犯罪に巻き込まれないように安全なインターネット活用について学びます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（景山 浩君） 仲田司朗君の再質問を許します。

仲田司朗君。

○議員（９番 仲田 司朗君） どうもありがとうございました。

では、まず、地域防犯対策についてでございますが、これにつきましては、先ほども町内での犯罪事案の件数等は御報告いただいたところでございますが、これにつきまして、町内での防災無線で注意喚起をしたりとか、学校ではそういう避難訓練あるいはＳＮＳでの対応ということがあるだろうということでお話をいただいたところでございますけれども、特に学校の場合は、中学校の場合、下校時の通学路の防犯対策というのがクラブ活動等でどうしても限られた人が一度に帰れないというような状況もございますが、そういう状況の中で、どのような指導をしておられるのか。先ほどは地域の中の取組の中で、下校時に地域振興協議会の方、あるいは夜間パトロールをやっているということで、実際に小学校の下校時に役員さんが出て、横断歩道とかそういうところに立っておられるのを見ますけれども、中学校の生徒さんの自転車での下校時についてはなかなか難しいんじゃないかと思うんで、その辺についての対応については、どういう具合にしておられますでしょうか。

○議長（景山 浩君） 総務・学校教育課長、水嶋志都子君。

○総務・学校教育課長（水嶋志都子君） 総務・学校教育課長でございます。中学校の下校時の指導についてですけれども、まず、教職員が下校時には門のところに立ち、一声かけて安全に帰れるようにというような声をかけております。その後は、できるだけ一人で帰らないこと、それから、暗くならないうちに帰るということ、そこを徹底をして犯罪に巻き込まれないようにしているところでございます。以上です。

○議長（景山 浩君） 仲田司朗君。

○議員（９番 仲田 司朗君） ありがとうございます。

私は、集団で帰ってほしいのはやまやまですけれども、どうしてもクラブ活動が限られた人し

かないとかいうようなこともございますから、どうしても夜間になるときもございます。特に秋にはつるべ落としというような状況で、すぐ暗くなるような状況になるわけでございますけれども、そのようなときになかなか思ったように対応できないと思うんですが、保護者の方に来ていただいて一緒に帰るというような格好のこともあったり、あるいはバス通の方についても、いろんな手だてをしておられるんじゃないかと思いますが、その辺についてもう少し詳しく言っていただければありがたいんですが。

○議長（景山 浩君） 総務・学校教育課長、水嶋志都子君。

○総務・学校教育課長（水嶋志都子君） 総務・学校教育課長でございます。中には保護者の方に迎えに来ていただく御家庭もあると聞いております。それから、特に秋、冬の時間につきましては部活動の終了時間を早めておりまして、なるべく暗くならないうちに、薄暗くならないうちに帰るよにというふうな指導を積み重ねているところでございます。以上です。

○議長（景山 浩君） 仲田司朗君。

○議員（9番 仲田 司朗君） よく以前は子供たちに、知らない方でも挨拶をしましょうというようなキャッチフレーズで挨拶運動がされていたような感じが以前はしたと思います。ところが、不審者がいるというような事案があってから、知らない人には道を尋ねても挨拶もせずに逃げなさいとかいうような指導もあったかもしれませんが、その辺についてはいかがでしょうか。今、どのような格好にその辺はやっておられるのでしょうか。

○議長（景山 浩君） 総務・学校教育課長、水嶋志都子君。

○総務・学校教育課長（水嶋志都子君） 総務・学校教育課長でございます。不審者の対応につきましては、基本的には知らない人にはついていかない、それから、知らない人の車に乗らない、それから、危険を感じたら大声で叫ぶ、それから、すぐに逃げる、そして大人に知らせる、これを基本として不審者対応についての指導を行っているところでございます。これは警察のほうとも連携をした取組にもなっております。以上です。

○議長（景山 浩君） 仲田司朗君。

○議員（9番 仲田 司朗君） どうもありがとうございました。

なぜこのようなことをお尋ねしたかという、やっぱり小さいときからそういう防犯意識を持っていたかなければいけないんじゃないかなということで、特に学校での取組ってというのが、今、必要かなということで、先ほど言いましたように、昔は挨拶道路だとか言って、みんなで朝から一緒になってやりましょうというところもありますけれども、なかなか不審者ということがあったら、急に何かそういうことをしちゃ駄目みたいな格好になってきてるような状況があって、

その後、時代も変わり、私どもの小さいときには知らない人でも挨拶するのは当たり前で、挨拶しなかったら叱られるというような状況が地域の中ではあったと思うんですけども、今、なかなかそういうような状況になりづらくなってきているというような状況になってます。地域の取組として、集落内に子供たちが今、少ない。そういう状況の中で、多くの小学生や中学生はスポ少とかクラブ活動、塾に行ってるために下校後の子供たちは集落内での異年齢の子供たちと一緒に遊ぶってというような機会が少ないと思うんですね。昔はそういうことがなかったので、子供の遊びの中で、子供同士が上級生たちと自ら一緒に騒ぎながらも防犯意識は養っていったんじゃないかなと思うんですが、そのようなことが今できないんですが、そういう状況の中での地域内での防犯指導っていうか、その辺は学校のほうではどのようなお考えをされているんでしょうか。

○議長（景山 浩君） 教育長、福田範史君。

○教育長（福田 範史君） 教育長でございます。先ほどから学校での取組は、課長がする説明をしたところでございますが、じゃあ学校のほうがなかなか地域での異年齢の活動について指導するという場面もございませんし、やはりそこは地域のほうでしっかり、子供たちは確かに知らない人には声をかけづらいですが、地域の大人であれば、別に知っているおじさんやおばさんや近所の方に声をかけるなどと言っているわけではございませんので、しっかり安全な地域というのをぜひつくっていただいて、その上で、今一番危険なのはやはり車でくっとう横に寄ってきて声をかけられるとか、そういう事案についてはとにかく逃げるとか、先ほど課長が申し上げたように、大声を出すとかっていうことはあると思いますが、地域の集落の中でについてはしっかり地域の中で、なかなか確かに今、子供たちが一般には多忙だと言われて、誰かは塾に行っている、誰かは習い事をしている、誰かは何かとかって、なかなか集まる機会ないので、ぜひそういう機会を地域の中でつくっていただければありがたいというふうに思うところでございます。以上です。

○議長（景山 浩君） 仲田司朗君。

○議員（9番 仲田 司朗君） どうもありがとうございました。

こういうときに学校の取組、それから、地域の取組について、やっぱり教育委員会のほうでもとばんばん言っていて、こういう場を通じて町民の皆さんにこういう教育をしていますから、ぜひ協力してくださいというようなことを言っていただかなければ、なかなか子供に言って、あるいは保護者に言ったからといっても広がらないというようなこともあるんじゃないかなと思いましたので、ちょっと発言を求めた次第でございます。若干横にそれたかもしれませんが、御了解いただきたいと思います。特に、私は中学校から奥のほうに帰る前、どうしても、朝は勾配がありますからかあっと、それこそ自転車をこがなくても学校に行けたりするわけですが

れども、帰るときはなかなか難しいですね。えらい、あるいはクラブ活動で大変だということでありますが、やっぱり坂道を帰る、中学生を対象なんですけれども、例えばアシスト自転車を購入していただいて、その助成をすとか、そういうような格好で少しでも中学生の体力、それと併せて防犯にもなるんじゃないかなと思うんですが、その辺については若干違うかもしれませんけど、いかがなものでしょう。

○議長（景山 浩君） 教育長、福田範史君。

○教育長（福田 範史君） 教育長でございます。先ほど議員からいただきました自転車通学の際に、いろんな地域からやってまいりますので、今そのことでどうってということにはなりませんが、一つだけ申し上げるとするならば、確かに電動アシスト自転車で長距離をというようなことあるかも分かりませんが、やはり中学校段階では適正な運動量というのも一方で求められておりますので、その辺りは学校とか行政が、あなたはアシスト自転車だよってということではなくて、しっかりそれぞれの御家庭で、それぞれの子供さんの体力とかそういうものをお考えいただくのが基本だと思いますが、まずは今、現状においては、しっかり体力づくりも兼ねて、自転車で頑張って登校、ただし、先ほど課長が申し上げたように、暗い時刻っていうのは、無灯火ではないんですが、どうしても自転車の明かりっていうのは非常に限られていますので、その辺り、反射灯をいっぱいつけるとか、そういうことは防犯上は必要かというふうに思うところでございます。以上です。

○議長（景山 浩君） 仲田司朗君。

○議員（9番 仲田 司朗君） どうもありがとうございました。

若干ちょっと脱線しましたがけれども、やっぱり子供たちを少しでも安心・安全な町にするためには、最低限、何かが必要かなということからの思いでございますので、よろしくお願ひしたいと思います。

あと、私、公共施設での防犯カメラの設置ということを今回お願いして、町長のほうから回答があったのが、法勝寺庁舎の関係で3か所、天萬庁舎の絡みで4か所、それから、すこやかで2か所っていうようなことがありましたけれども、実は、例えば町の体育館の駐車場だとか、あるいは西伯病院の駐車場だとか、交流センターとか、そういう地域振興協議会の駐車場のなり得るところも本当は防犯カメラ的なものが必要じゃないかなと思うんですが、その辺については、今日初めて必要性を持たれ、そして設置をするという話をいただいたところですけども、もう少し踏み込んでいただいたらありがたいなと思うんですが、いかがなものでしょうか。

○議長（景山 浩君） 総務課長、大塚壮君。

○総務課長（大塚 壮君） 総務課長です。仲田議員言われるとおり、公共施設も数多くございます。その中には体育館であろうとか、駐車場であろうとか、そういったところがあると思っています。今回の事案も承知しておりますので、そういったことも含めて、若干検討してみたいというふうに思っていますので、よろしくお願いします。

○議長（景山 浩君） 仲田司朗君。

○議員（9番 仲田 司朗君） ありがとうございます。

なぜこのような話をしましたかという、全国的にも児童生徒の通学路に防犯カメラを設置したとか、公共施設っていうのが、どうも調べてみますと、平成7年に発生したオウム真理教による地下鉄サリン事件からと言われておるところでございますが、防犯対策への活用や犯罪抑止効果が期待できるということで設置がされておるようでございますが、防犯カメラの設置とか運用に規定した法律はないということで、管理方法を各自治体に判断に委ねられているというのが実情ということでございますので、個人情報の絡みもございますので、自治体では条例で防犯カメラの管理方法の規定するとか、設置場所を公開するとか、そういう住民理解が得なければならぬと思うんですが、それについてはいかがなものでしょうか。

○議長（景山 浩君） 町民生活課長、芝田卓巳君。

○町民生活課長（芝田 卓巳君） 町民生活課長です。防犯カメラの設置、運用につきましては、鳥取県のほうで適正な設置、運用ということで指針を出されております。こちらのほうにありますのは、やはりカメラにつきましては人権を侵害することがないようにということで、プライバシーの問題が大変大きな問題になっておりますので、そこら辺に配慮をしながらというところで運用すべきということでございますので、そこら辺を考えまして、今後、防犯カメラにつきまして検討していきたいという具合に考えてます。

○議長（景山 浩君） 仲田司朗君。

○議員（9番 仲田 司朗君） ありがとうございます。

防犯カメラにつきましても、先ほどもありましたように、何もかにもが防犯カメラがいいというもんではなくて、やっぱりこういうものがあるよ、だから犯罪しちゃ駄目ですという抑止効果が一番私は期待するものだと思います。本当は अच्छा いけないんだけど、やっぱり今、そういうのが現実としてあるということであればやむを得ないかなというところがございますので、ぜひ御検討いただきますことをお願いしたいと思います。特に防犯カメラにつきましては、これは一つの事例でございますけども、交流センターで駐車場で助手席のガラスがぼんと割られて、警察の事情聴取を受けたっていうような方がございました。そこで警察の方からも防犯カメラ、

ここはないんですかってっていう話がございました。私が、そこはないんですよってっていう話でありましたので、先ほど町長の話から防犯カメラの必要性もあり、新たにつけるということもございましたので、思いは一緒かなという感じで思ったところでございますが、ぜひ早急に対応していただき、そして少しでも防犯の意識を高めるためにも、お願いをしたいと思います。

続きまして、ため池の問題に移らせていただきたいと思います。平成30年7月19日から平成30年8月31日までにため池の緊急点検が実施され、その結果、応急措置が必要と判断されたため池として町内のため池も列挙され、応急点検の結果を踏まえ、国の補助事業等を活用しながら、県、市町村が連携して改修もしくは廃止等を検討し、進めることになっているということになっておりますが、その後、どのようなになってるのかお伺いしたいと思います。

○議長（景山 浩君） 産業課長、岡田光政君。

○産業課長（岡田 光政君） 産業課長です。町長答弁にもありましたけれども、現在も県のほうで調査のほうを継続して行っている状況でございます。以上です。

○議長（景山 浩君） 仲田司朗君。

○議員（9番 仲田 司朗君） どうもありがとうございます。

その当時の緊急点検結果というのを私ここに持たせていただいておりますけれども、先ほども町長のほうから答弁いただきました中にも、町内が一番ため池の数が県内でも多いという話を聞きました。145か所のうち、特に緊急度の高いのが56か所というような話でございますが、その中で、緊急点検では約4か所程度が出てくるような状況になっておりますが、そのような状況の中で、修理をするにも結構な、工事費っていうのは農林単価で設計しますけれども、どうしても工事費が高くなります。工事費が高いの当たり前だよってっていうのは、それは分かるんですけれども、どうしても受益者負担というものが伴うわけでございまして、この場合は負担を少しでも軽減しないと、なかなか多くのため池を維持することはできないんじゃないかなということのを思い、それから今回、質問させていただいたんですが、先ほども町長のほうではやむを得んみたいなお話がありましたけれども、一応、国の基準等がございますけれども、それについて何とかできないのか、再度お尋ねしたいと思います。

○議長（景山 浩君） 産業課長、岡田光政君。

○産業課長（岡田 光政君） 産業課長です。議員、今言われましたとおりでして、町長答弁にもありましたけれども、ため池を整備するに当たりまして国の補助を使った事業がたくさんメニューがあります。それはため池の規模であったりとか、受益面積、それから、想定される被害の額などによって様々なメニューがあります。どうしても農地、それから農業用施設に関しましての、

そういった工事、整備に関しましては、国のメニューとしまして既に負担割合が全て決められていますので、御理解のほうをいただきたいというふうに思います。

○議長（景山 浩君） 仲田司朗君。

○議員（９番 仲田 司朗君） ありがとうございます。

なかなか難しいという話がありました。私のほうもいろいろ調べてみましたが、問題は国土強靱化というところがございしますが、その中でも防災重点農業用ため池の整備に係る資材措置ということで、５か年の過疎化対策によらず、防災重点農業用ため池緊急整備事業による整備をする防災重点農用地ため池に係る資材措置は公共事業債において措置するというので、充当率９０％、地方負担に対する交付税措置率を通常の２０％から４５％に引き上げるというのが出ております。あるいはため池等のしゅんせつの推進ということで、緊急しゅんせつ推進事業債、充当率１００％、交付税措置率７０％の対象施設に農業用ため池及び貯水能力を有する土地改良施設を追加ということがうたってあるわけですが、このような状況でも新たに農業用ため池が現在、町内に既存する、その整備をするときにこの事業を使うことはできないのかどうか伺いするものでございますが。

○議長（景山 浩君） 防災監、田中光弘君。

○防災監（田中 光弘君） 防災監でございます。国土強靱化に関連するまず事業に関しましては、国土強靱化自体は、施策分野は防災の範囲を超えて、例えば行政とか住環境、保健、医療とか、産業とか交通という、様々な広い中での計画となっています。また、議員がおっしゃいましたため池に関する事業というのは、農林水産省が計画をする農林関係の農業水路等長寿命化・防災減災事業であるとか、あるいは農村地域防災減災事業といったような事業が該当するというふうに考えています。ただ、この国土強靱化事業というのは、大きな意味で、例えば防災治水、治水事業とかも含めて様々な大きな形での事業となっております、ため池に関しましても、やはり５年間のうち、様々なため池の地域の特性がございします。そういった地域の特性もよくよく我々として確認、調査しながら、この補助金や交付金事業が該当するかどうかというところを、今後、引き続き確認していく必要があるかと思います。以上です。

○議長（景山 浩君） 仲田司朗君。

○議員（９番 仲田 司朗君） ありがとうございます。

なかなかここでの国土強靱化事業にはそぐわないということの回答のようでございますが、なぜこのような格好でいいますかというのは、やっぱり受益者負担というか、池を治すには、その水系の方が多い少ない関係なく、治すのに何千万のお金がかかるんですね。それをじゃあ負担

するときに、確かに国の補助、あるいは県の補助、あるいは町の補助を幾らかいただくけれども、どうしても自己負担っていうんですか、受益者負担というものは出てくるわけでございます。少しでもそれを、町独自でも、新たな規則をつくったりして補助率を上げて、その補完分っていうんですか、そういうような状況をしてでも農業を守っていかなければいけないんじゃないかなということからこれを提案させていただいたところでございます。ですから、何も国土強靱化のための事業がないからというわけじゃなくて、私の思いはそういう地域の農業の方を少しでも負担率が少なくしてでもめげてるところは少しでも直せるような制度にしたかどうかということの私の提案なんです、いかがなものでしょう。

○議長（景山 浩君） 町長、陶山清孝君。

○町長（陶山 清孝君） 町長でございます。議員の思いは全くおっしゃるとおりだろうと思っています。一方で、今の制度の中では受益者が大きくて、いわゆる壊れたときには多大な影響を与える大きな池については、ほぼ受益者負担はない。しかし例えば私のところもそうですけども、10ヘクぐらいの受益で、5軒、10軒ぐらいでやってるところというのは、そういう制度に該当せんわけです。壊れたときに影響が小さいという池については、どうしても県や団体営で規模が小さくなってくるという理屈はよくよく御存じだろうと思っています。その上に、さらに町が一般財源を投下して上乗せをするというのは、農業の中では一般にやってこなかったことだろうと思っています。これはまだまだこれからの議論ですけれども、見方を変えて流域治水という考え方があります。例えば仲田議員の御地元でも内水問題で下流部は非常に困っておられる。ポンプをかけても非常に問題がある。上流部に仲田議員等が管理されてる池であったり田んぼがある。雨が降ったときに田んぼで水を受けながら、流域治水として堰上げをして、水をあえて吐かずに水をためるっていうことが、今、県下、全国で進められています。そういう流域治水に対して中山間の補助であったり、防災治水上のかさ上げ制度というものは、今、私どもも町村会を通じて要望してるところです。今回の、今、今日からですか、岸田内閣の初めての補正予算が組まれて出ていますけれども、流域治水の考え方が上がっていると思います。そういうところの中で、何とか御支援できるような内容があれば、それを酌み取らなくちゃいけないと思っていますし、現制度の中で南部町だけが、これだけある中で、さらには現在の暫定法律の中では、特別措置法では令和13年までの暫定措置です。今現在も、今やっています工事のその次、それから、かなり手を挙げていただいていることを考えても、池自体が一つの池を整備するのに3年ぐらいかかっているわけですね。ですから、かなりのお金と、それから、かなりの時間がかかると思いますので、ぜひこういう池の事業があるということを早め早めに、これ県の事業で取りあえずやっていますの

で、県のほうにも説明をさせ、そしてそこにどういう問題があるのか、どんな事業ができるのかも、これも県がキャスティングボードを握ってますので、十分説明させた中に、町として一体どうするのか。流域治水をやってもらったら、少しかさ上げするだとか、そういうような制度ができれば、それは取り組んでいきたいと思っています。地域全体で防災を考える上での策として、そういうことしか今、考えられないと思っていますので、ぜひ御理解いただきたいと思います。

○議長（景山 浩君） 仲田司朗君。

○議員（9番 仲田 司朗君） ありがとうございます。

先ほど町長が言われるように、流域治水という問題が盛んに今頃出てきました。これは線状降水帯による局所的な集中豪雨が熱海であったわけで、それが大規模な土砂災害が起こって、流域治水の重要性というのが叫ばれた中でこういう状況の話が出て、今までの治水にも限界があるということから、流域治水という話に変わりつつあるということで承ったものでございますが、やっぱり最終的には流末にいくときの内水の在り方、そういうことを踏まえた中での自然排水の難しさというものが出てくると思います。ため池だけで対応し切れるものもあれば、し切れないものもこれから出てきます。特に今年の7月、8月の線状降水帯のような梅雨前線豪雨というようなこともございますので、これはみんな池を管理している者が、特にこれから重要になってくるんじゃないかなというように思っております。新たなため池法の中には、管理者を設置し、そしてその権限を与えるというような格好になっておりますが、その辺についてもどのような考えをされておるのか、あるいはどのような格好で今、進めておられるのか、その辺をちょっとお聞かせ願いたいと思いますが。

○議長（景山 浩君） 町長、陶山清孝君。

○町長（陶山 清孝君） 町長でございます。池の治水効果というものに着目をして、水位を落として治水の一助にするんだという考え方だと思いますが、流域治水の中で池がどのくらい効果があるのか、私も今年やってみました。ここで申し上げるのなんですけれども、全員の皆さんに、受益者の皆さんに全部声かけるわけにならなかったのが、私が管理者として独断でのみを落として雨を待ちましたけれども、ほぼ二、三時間でもう満タン状態になってしまいました。いわゆる私どもが普通見ているような池では、治水効果はないと私は思いました。それよりも面積的に広い田んぼの中で、例えば1町歩で10センチあれば、何ぼになりますかいね、1,000トンですか、ですよね。1,000トンの水がそこで抱えられる。20センチだったら2,000トン抱えられるわけですし、田んぼの1町歩、2町歩なんていうのはそんな大きな面積じゃないわけで、その中でそういう治水効果を上げたほうが効果が高いという具合に思います。既にもう日南町は流

域治水の中で、田んぼダムということに取り組んでおられます。ぜひ南部町の中でも、地域全体を挙げて、例えば法勝寺に住んでおられる方も、境や、それからもっと下流部のことを考えて治水をする。私もこの河川やそれから内水のことに対して、今回も10月、11月陳情や、それから、技監のところに行って、何とかならんのかという話をしましたけれども、正直な話、今のこの中で一級河川の中、また二級河川の中に、全部水を流して海に流すということはもうどだい無理だということを言っています。川の水は外水といいますし、家のほうに来る水は内水というんですけれども、外水で全てを賄うことはほぼ不可能だと。そのことによって全国で決壊も出てくるわけですね、一級河川等に。今まではそういうことは起きなかったのが、関東地方であれだけの一級河川が壊れたということに、国交省としては大変なショックを受けています。まずは、ハード事業として河川改修を進めなくちゃいけません、これまで以上にですね。それから、しゅんせつも進めると同時に、やはり避難をするっていうことが大事だと。ソフトとハードをどう組み合わせながら地域の皆さんの生命を守っていくのかということが、やはり町長としては大事なことだろうと思っています。その中の前段として流域治水であったり、それから、ハード事業である堤防の補強であったり、これもしっかりと防災減災、国土強靱化の補助事業の中で申し上げていきますけれども、住民の皆さんとその辺りのところのもう少し、もう一步踏み込んだ議論が必要だろうと痛感をしているところです。もし必要があれば防災監のほうのお考えもあると思いますけれども、一つの手だて、池だけ、または例えば川の堤防だけでは、もう既に皆さんの暮らしを守れない状況にあるということを御理解いただきたいなと、このように思ってます。

○議長（景山 浩君） 仲田司朗君。

○議員（9番 仲田 司朗君） 大分時間も経過しますが、せっかくですから、防災監が話したいような顔をしておられましたので、ぜひ言っていたらと思います。

○議長（景山 浩君） 防災監、田中光弘君。

○防災監（田中 光弘君） 防災監でございます。先ほど町長からも様々な御説明をしていただいております。やはり国土強靱化事業というのは、地域にとって非常に重要なものであります。先ほどありましたとおり、一つのことだけでは十分な対応はできないということから、先ほどからありましたとおり流域治水という事業、これから何年もかけて対応していきながら、防災減災というところですね。減災、いかに災害を少なく対応をするかということも含めまして、ハード面とソフト面、避難を含めた、特に広域避難ですね。大きな避難も含めた、そういった避難も含めた対応というのが非常に重要になってくるかと考えております。今後も防災事業、様々な内容につきまして、さらに私も研究を進め、皆さんにいろいろなお話や提言ができるようにしたいと

思います。どうかよろしくお願いします。以上です。

○議長（景山 浩君） 仲田司朗君。

○議員（9番 仲田 司朗君） そこで出てくるのが、確かに全体的な話は分かりますけれども、管理者とすると、やっぱりそこを何とかしてほしいというのが実情であるということでございます。そういう状況の中で、例えばため池マップというやなのがハザードマップのようなため池だけでも、そこはどういう危ない、どういう格好で避難しなきゃいけないかっていうのは、多分防災計画では、ため池はあることは分かって、じゃあそこでどうなのかっていうようなことは書いてないんじゃないかなと思うんで、その辺についてはどうなんでしょう。

○議長（景山 浩君） 防災監、田中光弘君。

○防災監（田中 光弘君） 防災ため池マップの件ですけども、現在作成しています南部町の防災ハザードマップには、4か所のため池のハザードマップも実は掲載はされています。現在、県とも調整しながら、必要な防災重点ため池に対してため池ハザードマップ、そういったものが必要だと。あるいは真に、その場所等も含めて選定をしながら優先順位をつけて、必要なところに対しては策定できるように、県とも調整ができるという体制であります。以上です。

○議長（景山 浩君） 仲田司朗君。

○議員（9番 仲田 司朗君） いろんな角度で地域の安心安全をするためには、ため池だけが特出してるわけではございませんが、特に農林関係もさることながら、土木の関係もございます。ですから、一体となって考えなければいけないことは重々承知ではございます。しかし、先ほど言いましたように、そのため池なりを管理してる者に対しては、やっぱり情報がきちっと共有されてないところがまだあると思います。先ほどもありましたように、流域治水という考え方が、なかなかため池の管理者の方にも、まだ行き届いてない可能性もございますし、あるいは集落の皆さん方にもそこは分かっていたいてないところもあろうかと思います。ですから、それは行政のほうは分かっても、地域の皆さん方にしっかりとそれを啓蒙して行って、やっぱりこういう考えなので流域の防災減災というやなことも含め、避難の在り方ということが今後の課題になってくるためには、防災監も日夜やっておられるかもしれませんが、もっと安心安全のために、もう少し力を入れていただきますことをお願いして、時間も近くなりましたけれども、その辺のところをお願いしたいと思いますが、その辺について防災監、いかがでしょう。

○議長（景山 浩君） 防災監、田中光弘君。

○防災監（田中 光弘君） 防災監でございます。先ほど議員からいただきましたとおり、様々な防災に関する対応というのがございます。そういったことを我々も一つ一つ、毎年防災事情、あ

るいは情勢、そういったものが変化してまいります。その変化にまた対応できるように、そして一番大事なことは町民の生命と財産を守ることが一番の根本、柱となりますので、そこをしっかりとできるように、今後とも努力する所存ですので、どうかよろしくお願いいたします。以上です。

○議長（景山 浩君） 仲田司朗君。

○議員（9 番 仲田 司朗君） ありがとうございます。

本来ならば、防災ということは大水ばかりじゃなくて、火災とか何かいろんなところありますので、それは同僚議員にお任せしますので、また突っ込んだ話が出ると思いますが、私は特に、ため池っていうものが緊急時ですごく工事金額もかかるし、防災ということで、それが決壊したときにどう対応するのかということも含めた中でのお話をさせていただきました。ぜひこの災害があるような状況にないためにも、これは土砂崩れのものもあったりする、いろんな事例もあるかと思いますが、ぜひその辺で地域のほうにPRしていただいて、実際の町の考えはこうなんだ、そうしてため池もこういう格好で考えている、ですからそのためには、流域治水というものが必要なんだというようなことも広げていただくことをお願いしたいと思います。同じような話を何回もさせていただいたんですけれども、やっぱりため池の問題っていうのは老朽化してるとか、あるいは堤体の浸水だとか、漏れ、漏水だとか、あるいは土砂吐きの漏水とか、あるいは構造物、これは底樋だとか斜樋が劣化しているとか、あるいはヘドロが停滞してて貯水量が少なくなっているというようなことが、小規模なため池の抱えてる問題ではございますが、その辺を地域の管理者は必死になって関係者の皆さん方と一緒に管理をしておるわけですので、災害に遭って多大な御負担にかかる関係者もございますけれども、ぜひその辺を行政のほうも配慮していただきながら、対策を講じていただきたいということでお願いをし、私の質問に代えさせていただきたいと思います。ありがとうございます。

○議長（景山 浩君） 以上で、9 番、仲田司朗君の質問を終わります。

これをもって、本日予定しておりました一般質問は終わります。

○議長（景山 浩君） 以上をもって、本日の日程の全部を終了いたしました。

これをもって本日の会を閉じたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（景山 浩君） 御異議なしと認めます。よって、本日の会議は、これをもって散会いたします。

明日7日も定刻より、引き続き一般質問を行う予定でありますので、御参集をお願いいたします。お疲れさまでした。

午後3時23分散会
